

# 名誉権等の侵害事例の慰謝料額に関する調査報告書

## 目 次

|     |                                                             |    |
|-----|-------------------------------------------------------------|----|
| 第1  | 調査の概要 .....                                                 | 1  |
| 1   | 調査の目的と対象裁判例 .....                                           | 1  |
| 2   | 分析の視点と留意事項 .....                                            | 2  |
| 3   | 本調査における用語の定義 .....                                          | 3  |
| 4   | 本文後の別表の説明 .....                                             | 3  |
| 第2  | 名誉に関する権利侵害全体（平成期・令和期・インターネット上・インターネット以外）の件数と慰謝料認容額の傾向 ..... | 7  |
| 1   | 分析の概要 .....                                                 | 7  |
| 2   | 時代別認容額の比較 .....                                             | 7  |
| 3   | 認容額分布の比較 .....                                              | 8  |
| 第3  | 媒体別の分析 .....                                                | 9  |
| 1   | インターネットを媒体とする権利侵害を認めた裁判例の分析 .....                           | 9  |
| (1) | 裁判例（平成期・令和期）の件数 .....                                       | 9  |
| (2) | 裁判例（平成期・令和期）における認容額 .....                                   | 10 |
| 2   | インターネット以外の媒体による権利侵害 .....                                   | 15 |
| (1) | 裁判例（平成期・令和期）の件数 .....                                       | 15 |
| (2) | 裁判例（平成期・令和期）の認容額 .....                                      | 17 |
| 第4  | 被害者・加害者の属性をもとにした認容額の分析 .....                                | 22 |
| 1   | 分析の概要 .....                                                 | 22 |
| (1) | 被害者属性の分析（平成期・令和期） .....                                     | 23 |
| (2) | 加害者属性の分析（平成期・令和期） .....                                     | 24 |
| 2   | 令和期の裁判例（令和4・5年事案）の分析 .....                                  | 25 |

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| (1) 被害者属性の傾向 .....                         | 25 |
| (2) 加害者属性の傾向 .....                         | 30 |
| (3) 被害者 × 加害者の属性別クロス集計から見受けられる傾向（令和期） .... | 35 |
| 3 当事者の属性に関する平成期と令和期の比較 .....               | 43 |
| (1) 被害者 平成期と令和期の比較 .....                   | 43 |
| (2) 加害者 平成期と令和期の比較 .....                   | 44 |
| (3) 当事者属性の時代別比較 .....                      | 46 |
| 第5 慰謝料認定の考慮要素と認容額に関する分析 .....              | 46 |
| 1 増額要素の傾向 .....                            | 47 |
| (1) 平成期・令和期の裁判例を合わせた全体の傾向 .....            | 47 |
| (2) 増額要素の時代別比較（平成期・令和期） .....              | 50 |
| 2 減額要素の傾向 .....                            | 54 |
| (1) 平成期・令和期の裁判例を合わせた全体の傾向 .....            | 54 |
| (2) 減額要素の時代別比較（平成期・令和期） .....              | 57 |
| 3 考慮要素の傾向 .....                            | 60 |
| (1) 考慮要素の出現件数 .....                        | 60 |
| (2) 増額要素と認容額の関係 .....                      | 60 |
| (3) 考慮要素の分析からうかがわれる傾向 .....                | 61 |
| (4) 考慮要素の傾向のむすび .....                      | 61 |
| 第6 平成期との比較でみた令和期裁判例の傾向 .....               | 62 |
| 1 分析の趣旨 .....                              | 62 |
| 2 件数と認容額の比較 .....                          | 62 |
| 3 認容額の分布の比較 .....                          | 63 |
| 4 媒体の変化と認容額の傾向の推移 .....                    | 64 |

|    |                               |    |
|----|-------------------------------|----|
| 5  | 同一媒体の時代別比較 .....              | 66 |
| 6  | 当事者属性と属性における認容額の傾向の推移 .....   | 67 |
|    | (1) 被害者の傾向の比較 .....           | 67 |
|    | (2) 加害者の傾向の比較 .....           | 68 |
|    | (3) 被害者と加害者の組み合わせの傾向の比較 ..... | 68 |
| 7  | 考慮要素の傾向 .....                 | 70 |
| 8  | 裁判例の傾向の比較を通じての小括 .....        | 71 |
| 第7 | 日弁連の立法提言を踏まえての総括 .....        | 71 |
| 1  | 立法提言に至る経緯と背景事情 .....          | 71 |
| 2  | 本立法提言と本調査による検証 .....          | 72 |
| 3  | 裁判例の分析からうかがわれた問題点 .....       | 73 |
| 4  | 慰謝料認容額適正化の実現を .....           | 74 |

# 名誉権等の侵害事例の慰謝料額に関する調査報告書

## 第1 調査の概要

### 1 調査の目的と対象裁判例

日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）民事司法改革総合推進本部は、日弁連法務研究財団の「我が国の損害賠償制度の適正化に向けた研究」として、令和6年度から令和7年度にかけて、法務省民事局と共同し、名誉権又は名誉感情等の侵害を認めて損害賠償請求を認容した裁判例における慰謝料額の調査・分析を行った。分析は当本部と法務省がそれぞれ別に行っており（以下、当本部の分析を「本調査」という。）、法務省による分析は同省ホームページに掲載されている（法務省「インターネット上の名誉権侵害等の損害賠償額等に関する調査報告書」（令和8年4月）。）。

本調査で対象とした裁判例は、裁判例データベース（判例秘書）に掲載された名誉に関する権利侵害（名誉毀損・名誉感情の侵害等）のうち、①令和4年及び令和5年に言い渡された判決（以下「令和4・5年事案」ないしは「令和期事案」という。）と②平成24年及び平成25年に言い渡された判決（以下「平成24・25年事案」ないしは「平成期事案」といい、令和4・5年事案と併せて「対象裁判例」という。）である（以下、①の時期と②の時期を「2時代」という。）。これらの裁判例を対象とした本調査の目的と、上の2時代の裁判例を対象とした理由は、以下のとおりである。

我が国の損害賠償実務において認定される損害額、特に慰謝料額については、被害者の精神的苦痛の慰謝に十分な水準にあるとはいえないのではないかという問題意識を踏まえ、日弁連は、2011年（平成23年）5月27日の第62回定期総会で採択した「民事司法改革と司法基盤整備の推進に関する決議」において、事案に即した現在よりも高額な賠償の認定を可能とする損害賠償制度の検討が必要であるとの見解を表明した。そこで、この日弁連決議が採択された時期に近い平成24年・25年に判決が言い渡された事件の裁判例を集計・分析するとともに、その時期から10年が経過した令和4年・令和5年に判決が言い渡された事件の裁判例を集計・分析し、平成20年代から近時に至るまでに、判決で認められている慰謝料額が適正な方向に向かっているといえるかという問題意識から検証を試みることにした（今回は、裁判例が豊富で分析が比較的しやすい名誉に関する権利侵害に絞っているが、本来は人格権侵害一般に

において慰謝料が低額であるとの問題意識を持っている）。本調査においては、上の２時代の裁判例を、それぞれ、インターネットを媒体とする権利侵害（以下「インターネット上の権利侵害」という。）と、インターネット以外の媒体等による権利侵害（以下「インターネット以外の権利侵害」という。）に分けて分析した。

対象とした名誉に関する権利侵害の裁判例総数は２０３件で、内訳は以下のとおりである。

|                  |      |
|------------------|------|
| ① インターネット上の権利侵害  | １１８件 |
| ＜内訳＞令和４・５年事案     | １１２件 |
| 平成２４・２５年事案       | ６件   |
| ② インターネット以外の権利侵害 | ８５件  |
| ＜内訳＞令和４・５年事案     | ４９件  |
| 平成２４・２５年事案       | ３６件  |

本調査による検証結果は、後述の第７で総括するが、令和期は平成期に比べて、掲載されている裁判例の事案が増加している一方で、平均・中央値からみた慰謝料認容額は低額化している傾向が見受けられた。

本調査で得られたデータ及び分析は、慰謝料額算定の適正な実務運用及び立法的整備の双方に資する基礎資料・根拠資料として活用されることを期待している。

## ２ 分析の視点と留意事項

本調査においては、以下のような視点から対象裁判例における慰謝料認容額の分析を行った。

- 媒体別の傾向
- 被害者及び加害者の属性にみられる傾向
- 慰謝料額の算定において考慮されている事由が認容額に及ぼす影響
- 時代別の分析の総括

なお、本調査は、上記のとおり特定の民間の裁判例データベースに登録された中から裁判例を抽出したものであり、同年代に全国又は特定の裁判所で判決

がされた全ての対象事件を対象とするものではない。そのため、我が国の同種事案全般の傾向を直接反映するものではないことに留意いただきたい。

### 3 本調査における用語の定義

本報告書における件数・認容額の集計は、以下の定義によることとする。①件数は、原則として判決を別表の番号の単位で数える（控訴審判決も別の判決とする。）。②媒体は、権利侵害行為が単一の媒体で行われたもの（単独）と複数の媒体にまたがるもの（複合）を区別し、本文中で「掲示板（28件）」のように媒体名のみを示す場合には、当該媒体の単独事案に加え、当該媒体を含む複合事案を合算した数を指す（各媒体の単独事案数は別表及び各表に記載のとおりである。）。③平均値・中央値は、いずれも当該区分に属する事案の慰謝料認容額をもとに算出している。本文中の数値は、特に断りのない限りこの定義に従う。なお、同一の裁判例を素材としているが、法務省の調査とは集計方法が異なるため、数値が異なる場合がある。

### 4 本文後の別表の説明

分析の対象とした裁判例は、本文の後に別表として掲載した。別表の分類と詳細は、以下のとおりである。

#### ①主にインターネット上の媒体によるもの

別表Ⅰのとおり（以下、別表Ⅰ記載の事例は、個別には同表No.欄記載の番号と組み合わせて「Ⅰ-1」などと表記し、総称して「別表Ⅰ事案」という。）。

#### ②主にインターネット以外の媒体によるもの

別表Ⅱのとおり（以下、別表Ⅱ記載の事例は、個別には同表No.欄記載の番号と組み合わせて「Ⅱ-1」などと表記し、総称して「別表Ⅱ事案」という。）

#### ●別表Ⅰ・Ⅱの記載等についての説明

##### ア 別表Ⅰ・Ⅱの区分について

別表Ⅰには、基本的に権利侵害行為が行われた媒体等がインターネット上の媒体等であるものを、別表Ⅱには、基本的に権利侵害行為が行われた媒体等がインターネット以外の媒体等であるものを掲載しているが、電子メールについては配布文書等に類するものとして別表Ⅱに掲載している（具体的な媒体の分類は後記第3参照。）。別表Ⅱには、大別して新聞・雑誌等のマスメディアと、ビラ等の非マスメディアがある。

権利侵害行為が行われた媒体等に、インターネット上の媒体等とインターネット以外の媒体等の両方が含まれる場合において、後記ウにより欄を分け

ずを一括記載するときは、判決書の記載（慰謝料額の認定理由、各媒体等における投稿等の回数等）から、権利侵害の程度がより大きいと考えられる方の別表に記載している。

## イ 各欄の記載内容について

### ○ 番号 (No.)

別表ごとに判決日の古い順（判決日が同じときは事件番号の若い順）に通し番号を付している。

### ○ 裁判所・判決日・事件番号

上段に第一審の判決をした裁判所名、中段に判決日、下段に事件番号を記載している。なお、併合等により事件番号が複数ある場合、当該欄記載の請求関係に対応した事件番号のみならず、本訴・反訴等を通じた全ての事件番号を列挙している。本欄に「同上」とあるのは、直上の欄と同一事件であることを意味し、その場合には両欄を仕切る線を破線にしている。

### ○ 名誉に関する被侵害利益

判決において認定された被侵害利益が、名誉権か、名誉感情侵害か、その両方（表記は「名誉権＋名誉感情侵害」）かを表している。なお、当事者が主張したが判決において認定されなかった権利侵害は記載していない（他欄についても同様である。）。

### ○ 名誉以外の被侵害利益

「権利侵害行為（投稿等）の内容」欄記載の行為の全部又は一部について、判決において名誉権又は名誉感情侵害以外の権利・利益の侵害が重ねて認定され、慰謝料額の算定においてそれらの権利・利益侵害が一括して考慮されている場合には、当該他の被侵害利益の内容を記載している。

### ○ 媒体等

「権利侵害行為（投稿等）の内容」欄記載の行為が行われた媒体等を記載している。具体的な媒体の分類は後記第3参照。

### ○ 権利侵害行為（投稿等）の内容

名誉権又は名誉感情を侵害したと認定された権利侵害行為（投稿等）の内容を記載している。

判例データベースに掲載された判決書に投稿等の具体的な内容が記載されている場合には、その内容を（分量に応じて適宜抜粋した上で）「 」を付して記載し、それだけでは趣旨等が不明瞭である場合には、（ ）を付して摘示事実等の説明を補っている。

他方で、判例データベースに掲載された判決書においては投稿等の具体的な内容の掲載が省略されていることが多く、その場合には判決で認定された摘示事実等の内容を「 」を付さずに記載している。

本欄に記載のあるアルファベットの符号は、「被害者（原告）の属性」欄又は「加害者（被告）の属性」欄に「[符号：X1]」などと記載されている場合には当該符号を、記載されていないものはXが被害者（原告）、Yが加害者（被告）を、A・Bなどそれ以外は当事者以外の第三者を表している。また、X'は、Xと同定可能であると認定された、Xの氏名の一部や通称等を表している。

### ○ 投稿等の回数

投稿等の権利侵害行為が行われた回数を記載している。媒体等が複数の場合はその合計であり、判決書から回数を特定できない場合は空欄又は「複数回」等の記載としている。回数は判決書の投稿番号等から推測しているが、枝番号が付されている場合など一義的に回数を特定できないものもあり、あくまで回数の多寡の目安として参照されたい。

### ○ 被害者（原告）の属性／加害者（被告）の属性

上段には、各当事者の属性を「記者・報道機関」、「法人・団体〔報道機関を除く。〕」、「政治家」、「芸能人」、「その他の著名人」、「一般市民」の6種類に類型化した分類（後記第3参照）を記載している。一般市民は更に「一般市民（関係者）」と「一般市民（第三者）」に分類している。これは、被害者（原告）と加害者（被告）に権利侵害行為以前から一定の関係性がある場合には前者、関係性がなかった場合には後者とするものである。

個人については、いずれも判決書の記載から「一般市民」以外の属性に当たるといえるかを判断しているもので、一定の評価を伴うものであることから、あくまでも大まかに把握するものとして参照されたい。また、上記のような制約から、同一人物であっても、異なる判決書においては異なる属性に分類されていることもある。

なお、属性の異なる複数の当事者がいる場合には、原則として欄を分けて記載しているが、法人・団体とその代表者等の役員は、それ以外の記載内容が同一であれば、一括して「法人・団体〔報道機関を除く。〕」として記載している。

下段には、当事者間の関係や権利侵害行為の内容の理解に資する当事者の属性に関する補足的な説明を（ ）を付して記載している。

なお、本欄は被害者・加害者を基準に記載しており、基本的には訴訟の原告・被告とも一致するが、国家賠償訴訟など両者が一致しない場合には、本欄又は備考欄にその旨を付記している。

### ○ 慰謝料

上段には、被害者（原告）が請求した慰謝料の額を記載している。他の権利・利益侵害等を含めた包括的な慰謝料として請求されている場合にも、当該金額を記載している（判決において当該他の権利・利益侵害等が認定されなかった場合、「名誉以外の被侵害利益」欄にはこれを記載していないため、同欄に記載がない場合も含まれる。）。

下段には、裁判所が認定・認容した慰謝料の額を記載している。名誉以外の被侵害利益があり、それを含めた包括的な慰謝料が算定されている場合には、備考欄に★印を付してその旨を記載している。

なお、被害者（原告）又は加害者（被告）が複数の事案では、各加害者（被告）が各被害者（原告）に対してそれぞれ請求された額及び支払を命じられた額（連帯支払の場合を含む。）を記載しており、請求額又は認容額が当事者ごとに異なる場合には、欄を分けて記載している。

### ○ 備考欄

前記各欄の説明において備考欄に記載した旨説明した事項のほか、補足説明を要する事項を記載している。

#### ウ 別表を参照する上での留意点

各欄の説明において記載した内容に加え、各別表記載の内容が、第一審判決の内容であり、控訴審等において変更されている可能性がある点に留意されたい。

すなわち、前記のとおり、各別表記載の対象裁判例は、民間の判例データベースから抽出したものであるところ、当該データベースにおいて控訴審等のデータが登録されていない場合もあり得、その場合には控訴審等において権利侵害の有無及び賠償額の認定が変更されたことを覚知できていない可能性がある。

なお、当該データベースの情報から、控訴審等において権利侵害が否定されたことが判明した場合には別表に記載せず、賠償額が変更されたことが判明した場合には、変更後の額を別表に記載した上で、その旨及び控訴審判決の情報を備考欄に記載している。

## 第2 名誉に関する権利侵害全体（平成期・令和期・インターネット上・インターネット以外）の件数と慰謝料認容額の傾向

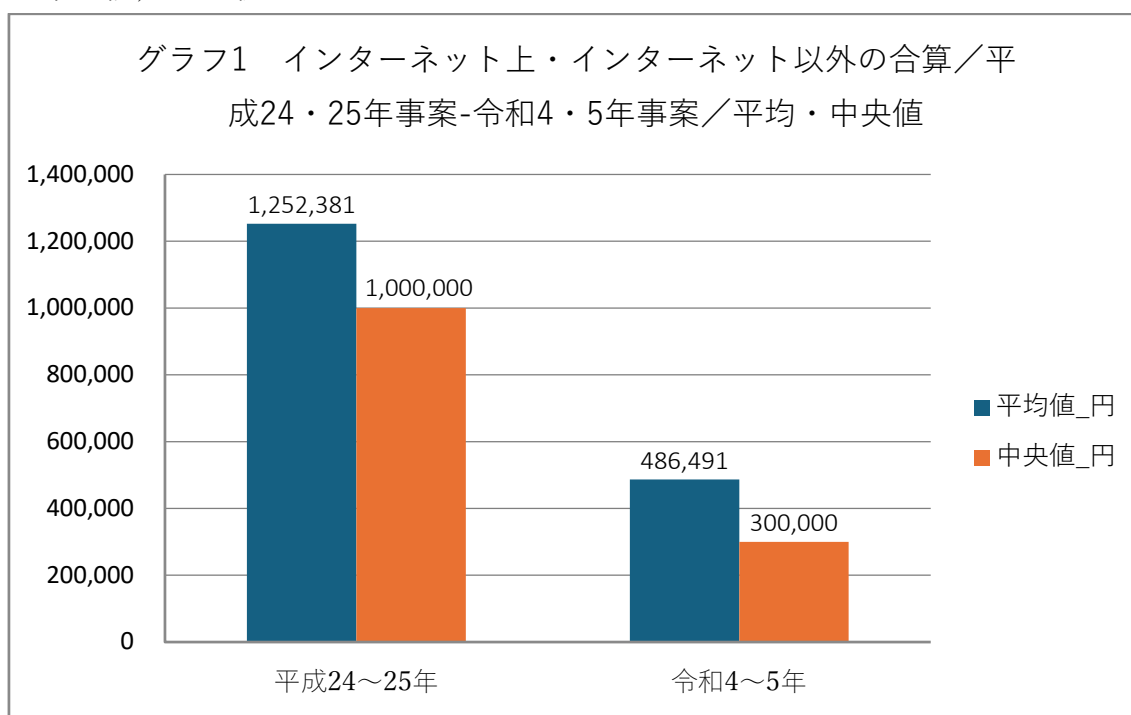
### 1 分析の概要

「令和4・5年事案」と「平成24・25年事案」の対象裁判例全体について、「インターネット上」と「インターネット以外」の権利侵害に分けずに、全体の認容額の傾向を分析する。

令和4・5年には「インターネット上」及び「インターネット以外」を合算した名誉に関する権利侵害事件の認容事例は合計161件が確認された。平成24～25年においては、「インターネット上」及び「インターネット以外」を合算した名誉権等侵害事件の認容事例は合計42件であったことから、掲載されている裁判例の件数は令和期では平成期の約3.8倍に増加している。

### 2 時代別認容額の比較

グラフ1は、「平成24・25年事案」と「令和4・5年事案」の認容額（平均・中央値）を比較したものである。

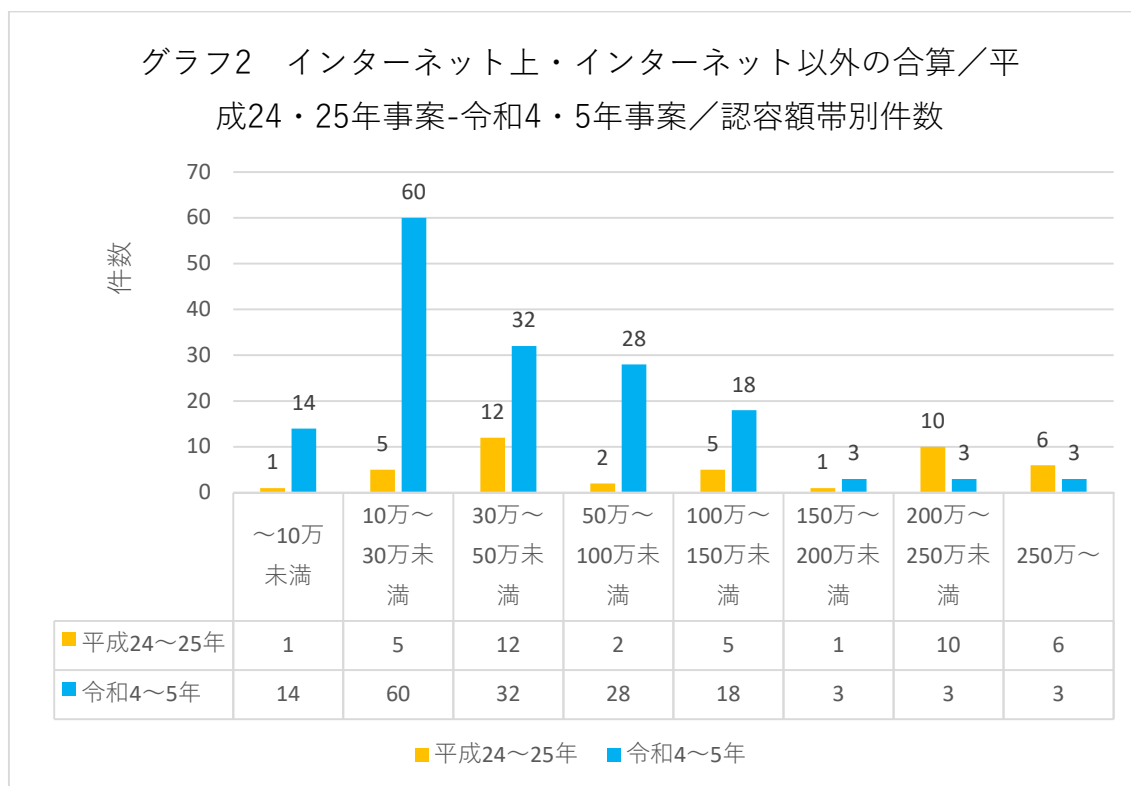


「令和4・5年事案」の慰謝料認容額の平均は486,491円であり、中央値は300,000円である。「平成24・25年事案」は、平均が1,252,381円、中央値は1,000,000円となっている。

平成期は、掲載件数が少なく、1件あたりのばらつきが大きいことから単純な比較はできないが、令和期においては、判決での認容事例の件数が大幅に増加しているのに対し、平均値・中央値ともに平成期に比較して金額に増加の傾向はみられず、認容額の数値自体は低下している。

### 3 認容額分布の比較

グラフ2は、2時代における認容額分布を示したものである。



「平成24・25年事案」は、「令和4・5年事案」と比べると件数が少ないため、単純に比較はできない点に留意が必要であるが、「平成24・25年事案」では、100万円未満の認容事案は全体の半分以下であり、相対的に高額な200万円以上の認容事案も少なくないのに対し、「令和4・5年事案」では100万円未満の認容事案が多い。その中で相対的に認容額が低額な30万円未満の事例の合計は74件で、令和期全体の約半数（46%）を占めている。

2つの時代の比較にみられる傾向等については、各項目の分析を行った上で、第6で総括する。

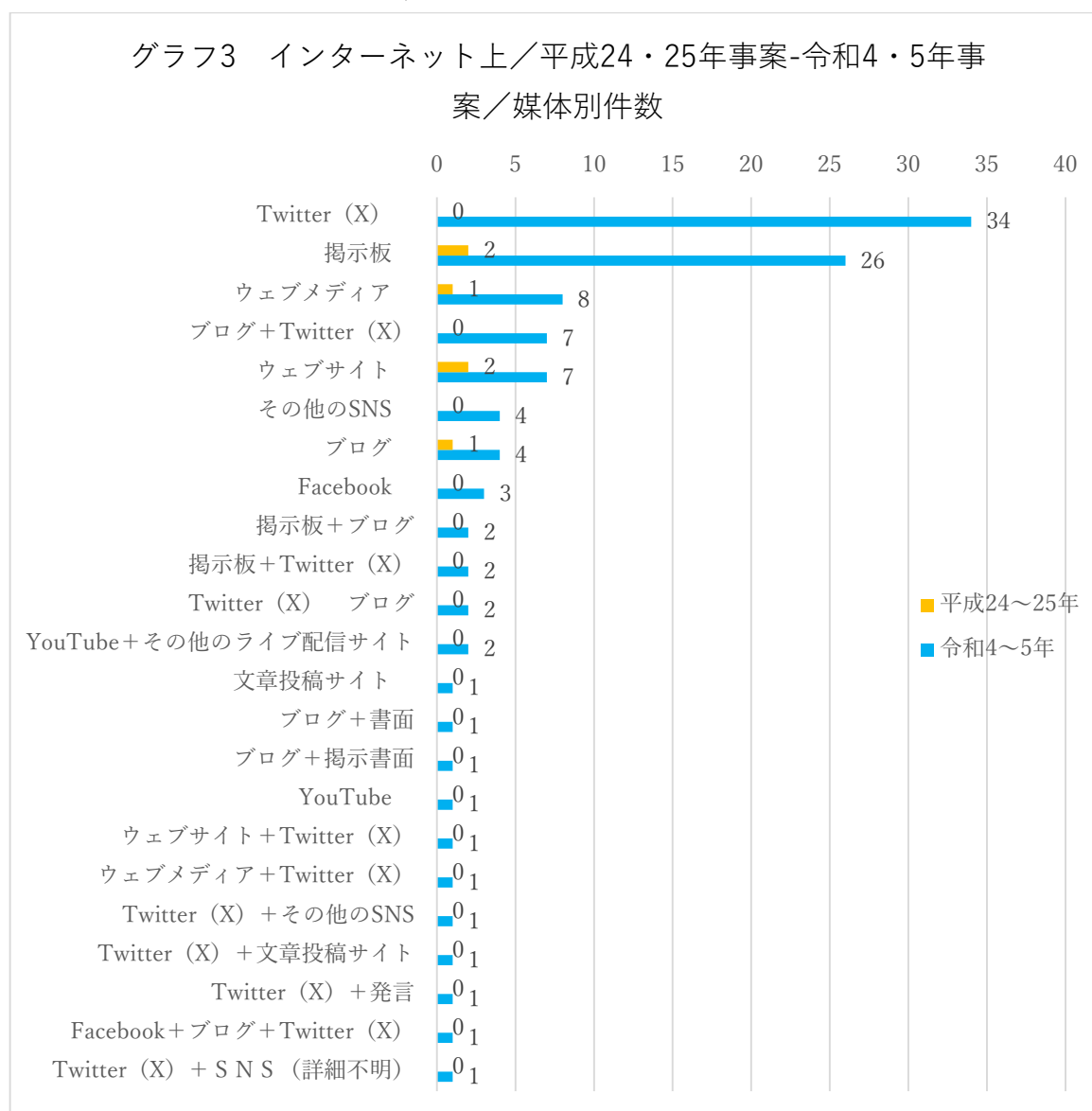
### 第3 媒体別の分析

#### 1 インターネットを媒体とする権利侵害を認めた裁判例の分析

令和期・平成期のインターネットを媒体とする権利侵害が認められた裁判例について、件数、慰謝料の認容額を以下のとおり整理した。

##### (1) 裁判例（平成期・令和期）の件数

グラフ3は、2時代における裁判例の件数を整理したものである（複数の媒体による侵害の場合には、インターネット以外の媒体との組み合わせも含まれる。以下も同様である）。



「令和 4・5 年事案」では、Twitter (X) をはじめとする SNS(及び他の媒体との複合)による侵害を認定した裁判例の件数が増加している。

SNS では、Facebook、Instagram、TikTok 等による侵害事例も見られるが、Twitter (X) による侵害事例の件数が他と比較して多数である。他には掲示板、ウェブサイト、ブログによる被害の件数が目立つ。Twitter (X) 単独 34 件 (30%) と掲示板 28 件 (25%) の上位 2 つで半数超となっており、SNS と掲示板が、昨今のインターネット上の権利侵害事例の多数を占めていることがうかがわれる。また、複数媒体にまたがる事案も約 20 件あり、複合的な拡散事案の存在がうかがわれる。

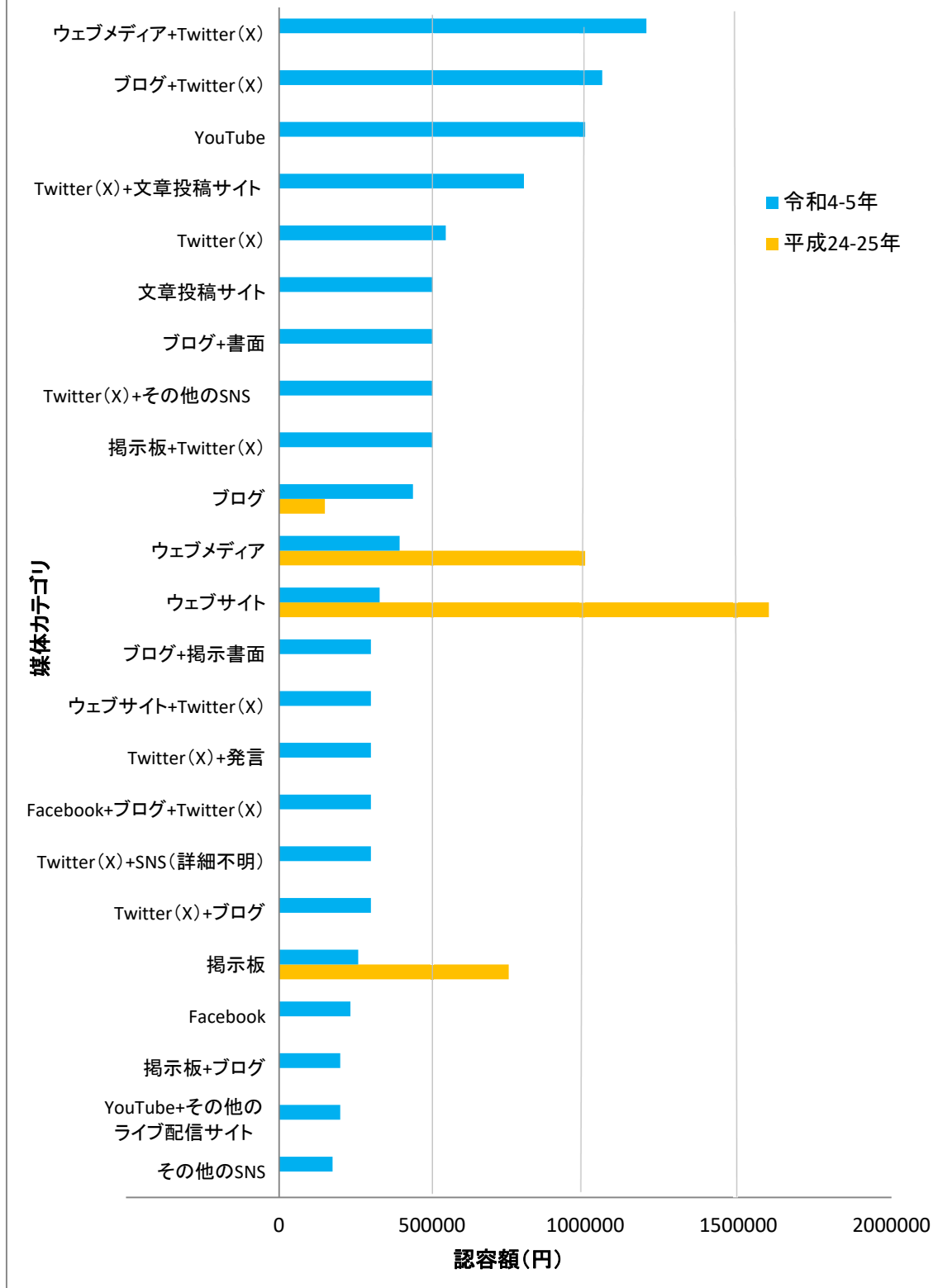
インターネットを媒体とする権利侵害の事案を時代別に比較すると、「平成 24・25 年事案」では、掲示板やブログが中心であったが、「令和 4・5 年事案」では、Twitter (X) をはじめとする SNS による被害が多くを占めている。

時代とともに情報発信手段が大きく変化しており、その変化が訴訟の件数に反映されていることがうかがわれる。

## (2) 裁判例（平成期・令和期）における認容額

グラフ 4、5 及び表 1 は、2 時代におけるインターネットを媒体とする権利侵害を認めた裁判例における認容額の平均値と中央値を整理したものである。

グラフ4 インターネット上／平成24・25年事案 - 令和4・5  
年事案／媒体別認容額平均



グラフ5 インターネット上／平成24・25年事案 - 令和4・5  
年事案／媒体別認容額中央値

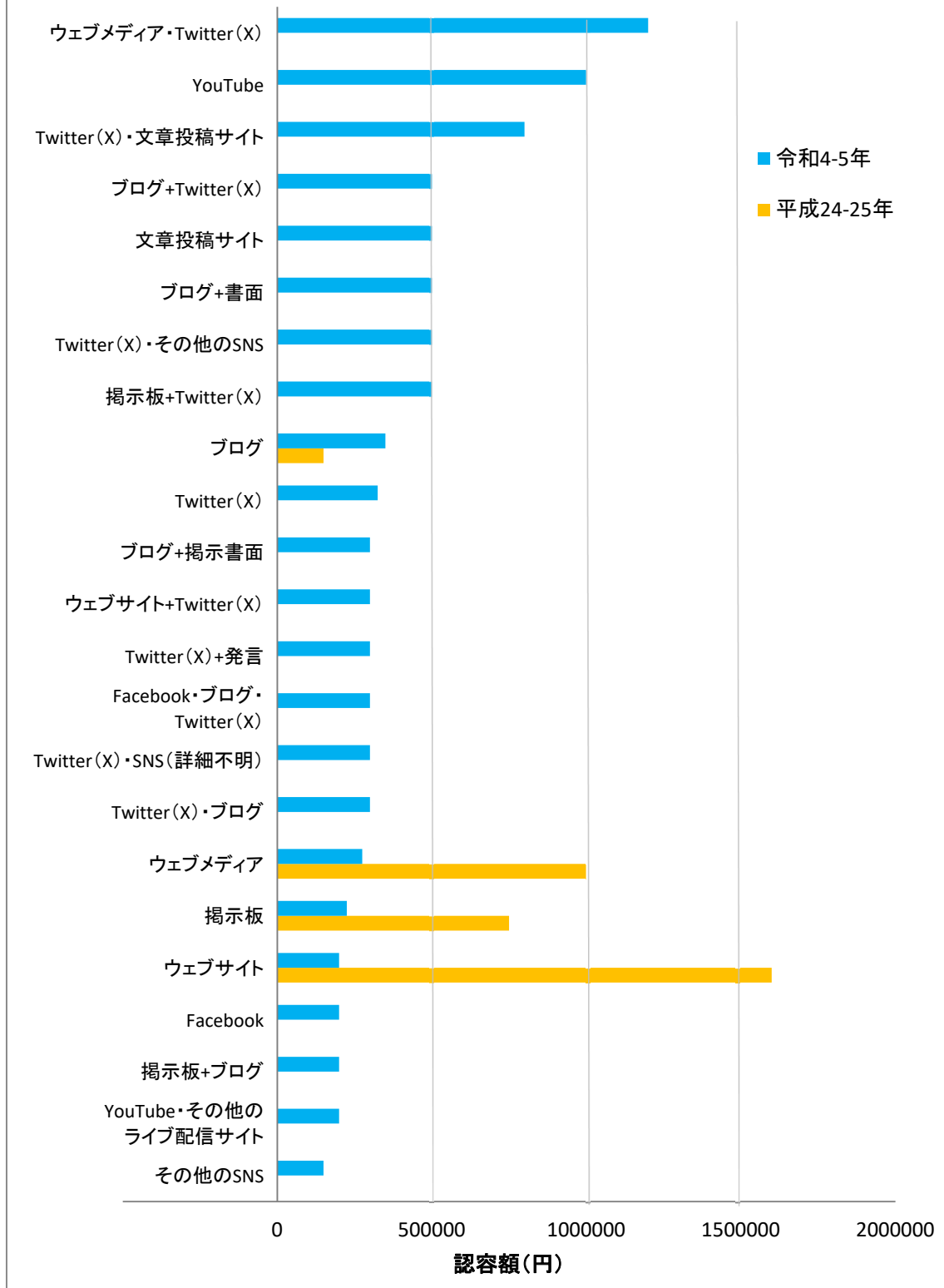


表 1 インターネット上の媒体別 件数・認容額（平成期・令和期）

| 媒体                      | 平成 24・25 年事案 |            |            | 令和 4・5 年事案 |            |            |
|-------------------------|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                         | 件数           | 平均値<br>(円) | 中央値<br>(円) | 件数         | 平均値<br>(円) | 中央値<br>(円) |
| ウェブメディア+Twitter(X)      | -            | -          | -          | 1          | 1,200,000  | 1,200,000  |
| ブログ+Twitter(X)          | -            | -          | -          | 7          | 1,055,714  | 500,000    |
| YouTube                 | -            | -          | -          | 1          | 1,000,000  | 1,000,000  |
| Twitter(X)+文章投稿サイト      | -            | -          | -          | 1          | 800,000    | 800,000    |
| Twitter(X)              | -            | -          | -          | 34         | 544,411    | 325,000    |
| 掲示板+Twitter(X)          | -            | -          | -          | 2          | 500,000    | 500,000    |
| Twitter(X)+その他のSNS      | -            | -          | -          | 1          | 500,000    | 500,000    |
| ブログ+書面                  | -            | -          | -          | 1          | 500,000    | 500,000    |
| 文章投稿サイト                 | -            | -          | -          | 1          | 500,000    | 500,000    |
| ブログ                     | 1            | 150,000    | 150,000    | 4          | 437,500    | 350,000    |
| ウェブメディア                 | 1            | 1,000,000  | 1,000,000  | 8          | 393,750    | 275,000    |
| ウェブサイト                  | 2            | 1,600,000  | 1,600,000  | 7          | 328,571    | 200,000    |
| Twitter(X)+ブログ          | -            | -          | -          | 2          | 300,000    | 300,000    |
| Twitter(X)+SNS(詳細不明)    | -            | -          | -          | 1          | 300,000    | 300,000    |
| Facebook+ブログ+Twitter(X) | -            | -          | -          | 1          | 300,000    | 300,000    |
| Twitter(X)+発言           | -            | -          | -          | 1          | 300,000    | 300,000    |
| ウェブサイト+Twitter(X)       | -            | -          | -          | 1          | 300,000    | 300,000    |
| ブログ+掲示書面                | -            | -          | -          | 1          | 300,000    | 300,000    |
| 掲示板                     | 2            | 750,000    | 750,000    | 26         | 258,846    | 225,000    |
| Facebook                | -            | -          | -          | 3          | 233,333    | 200,000    |
| YouTube+その他のライブ配信サイト    | -            | -          | -          | 2          | 200,000    | 200,000    |
| 掲示板+ブログ                 | -            | -          | -          | 2          | 200,000    | 200,000    |
| その他の SNS                | -            | -          | -          | 4          | 175,000    | 150,000    |
| 全体                      | 6            | 975,000    | 750,000    | 112        | 443,125    | 300,000    |

(ア) 平成期・令和期の総合的な傾向

令和期は媒体が多様化しているが、前述したとおり、慰謝料の認容額には平成期に比べ増額の傾向はみられず、数値自体は低下している。平成期に相対的に高額な認定事案がみられた掲示板、ウェブサイトの、単体での平均認容額も、令和期では低下している。

(イ) 件数の多い媒体と認容額の傾向

以下の4媒体で全体の約7割を占めている。いずれも平成期は数が少なく（単独の事案は0件～2件）、令和期にかけて普及したことに伴い裁判も増加したことがうかがわれる。

① Twitter (X)

単独の事案は令和期で34件（別表I-59【50万円】、I-67【35万円】外）、平均約54万円、中央値32.5万円。

インターネット上の媒体の中で、件数は最も多い。平均と中央値の差が大きいことから、一部の高額事案（別表I-117【250万円】等）が平均を押し上げていることがうかがわれる。

② 掲示板

単独の事案は、令和期26件（別表I-7【30万円】外）、平成期2件（別表I-1【100万円】、I-5【50万円】）、Twitter (X) との併用は令和期で2件（別表I-37【50万円】、I-38【50万円】）、単独の事案の令和期の平均は約26万円、中央値22.5万円、平成期は平均・中央値ともに75万円である。

③ ウェブサイト

単独の事案は、令和期7件（別表I-39【70万円】外）、平成期2件（別表I-3【20万円】、I-4【300万円】）、単独の事案の令和期の平均は約33万円、中央値20万円、平成期は平均・中央値ともに160万円である。

④ ウェブメディア

単独の事案は、令和期8件（別表I-15【30万円】外）、平成期1件（別表I-6【100万円】）、単独の事案の令和期の平均は約39万円、中央値27.5万円、平成期は1件のみで100万円である。

(ウ) 複合媒体の傾向

「ブログ+Twitter (X)」の複合拡散が令和期に 7 件（別表 I -65 【50 万円】、I -90 【349 万円】外）みられ、平均約 106 万円（中央値も 50 万円）と他と比べると高額である（高額の事案が平均値を上げていることもうかがわれる）。「掲示板（5ちゃんねる）+Twitter (X)」は前述の 2 件（別表 I -37 【50 万円】、I -38 【50 万円】）であるが、平均 50 万円とこちらも比較的高額である。複数媒体にまたがる拡散事案ほど認容額が高くなる傾向がうかがわれる。

#### （エ）比較的認容額が低い媒体

「その他の SNS」（4 件）は平均 17.5 万円でインターネット媒体中、最も低い水準であり、Facebook 単発の事案（3 件・別表 I -68 【20 万円】、I -76 【20 万円】、I -98 【30 万円】）も、認容額は 20 万円～30 万円と相対的に低額であった（なお、YouTube 単独事案 1 件は 100 万円である・別表 1 -57）。ただし、分析の対象となった裁判例の件数が少ないので留意が必要である。

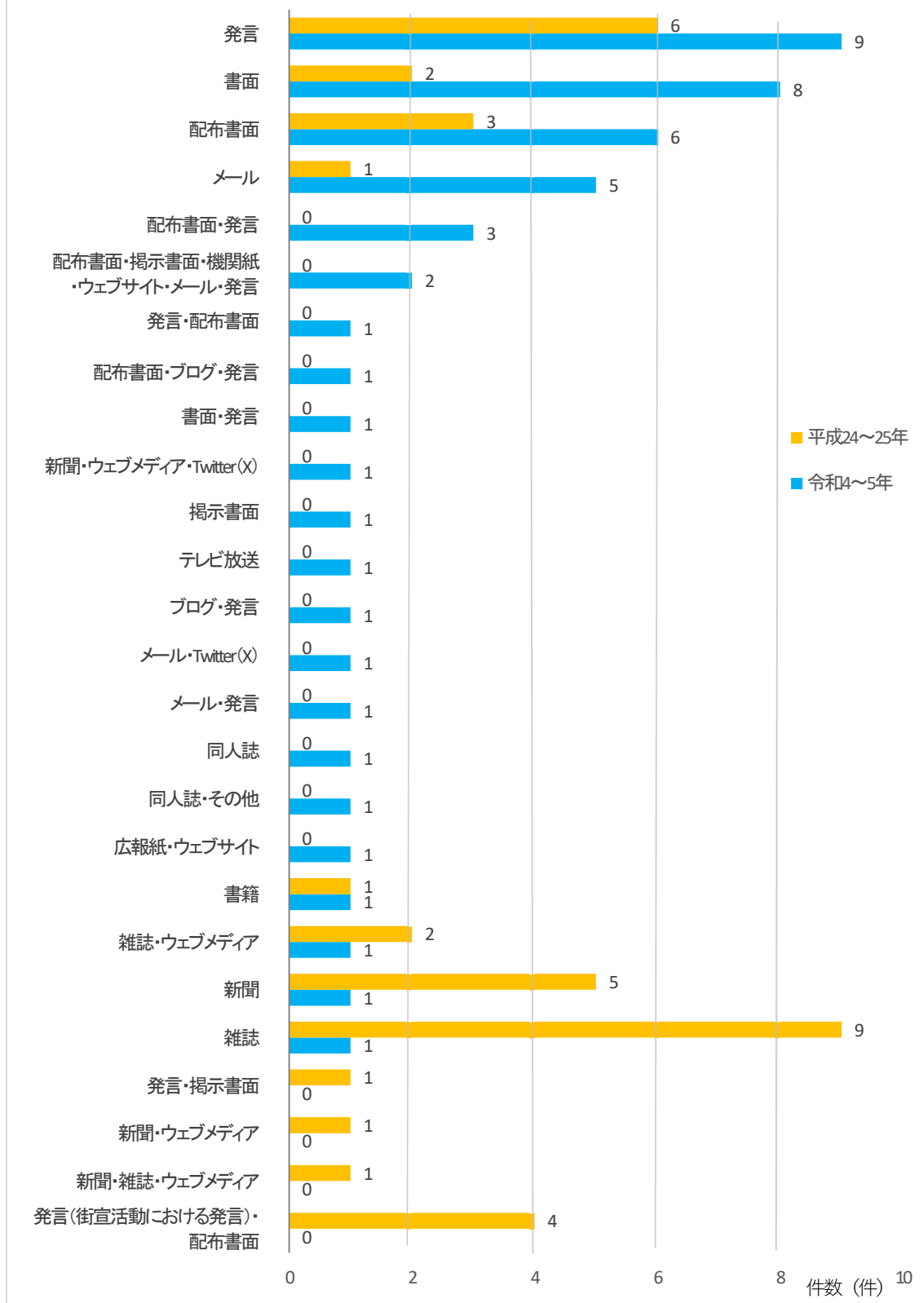
## 2 インターネット以外の媒体による権利侵害

インターネット以外の媒体による権利侵害（令和期・平成期）の裁判例 85 件について、件数、慰謝料の平均認容額を以下のとおり整理した。

### (1) 裁判例（平成期・令和期）の件数

グラフ 6 は、2 時代におけるインターネット以外の媒体による権利侵害の裁判例の件数を整理したものである（複数の媒体による侵害の場合には、インターネットによる侵害との組み合わせも含まれる。以下も同様である）。

グラフ6 インターネット以外／令和4・5年事案-平成24・25年事案／媒体別件数



「平成 24・25 年事案」と比較すると、「令和 4・5 年事案」では、掲載裁判例の件数の増加が見られるとともに、媒体も多様になっている。これは、インターネット以外においても、情報発信手段が拡大しているためと考えられる。

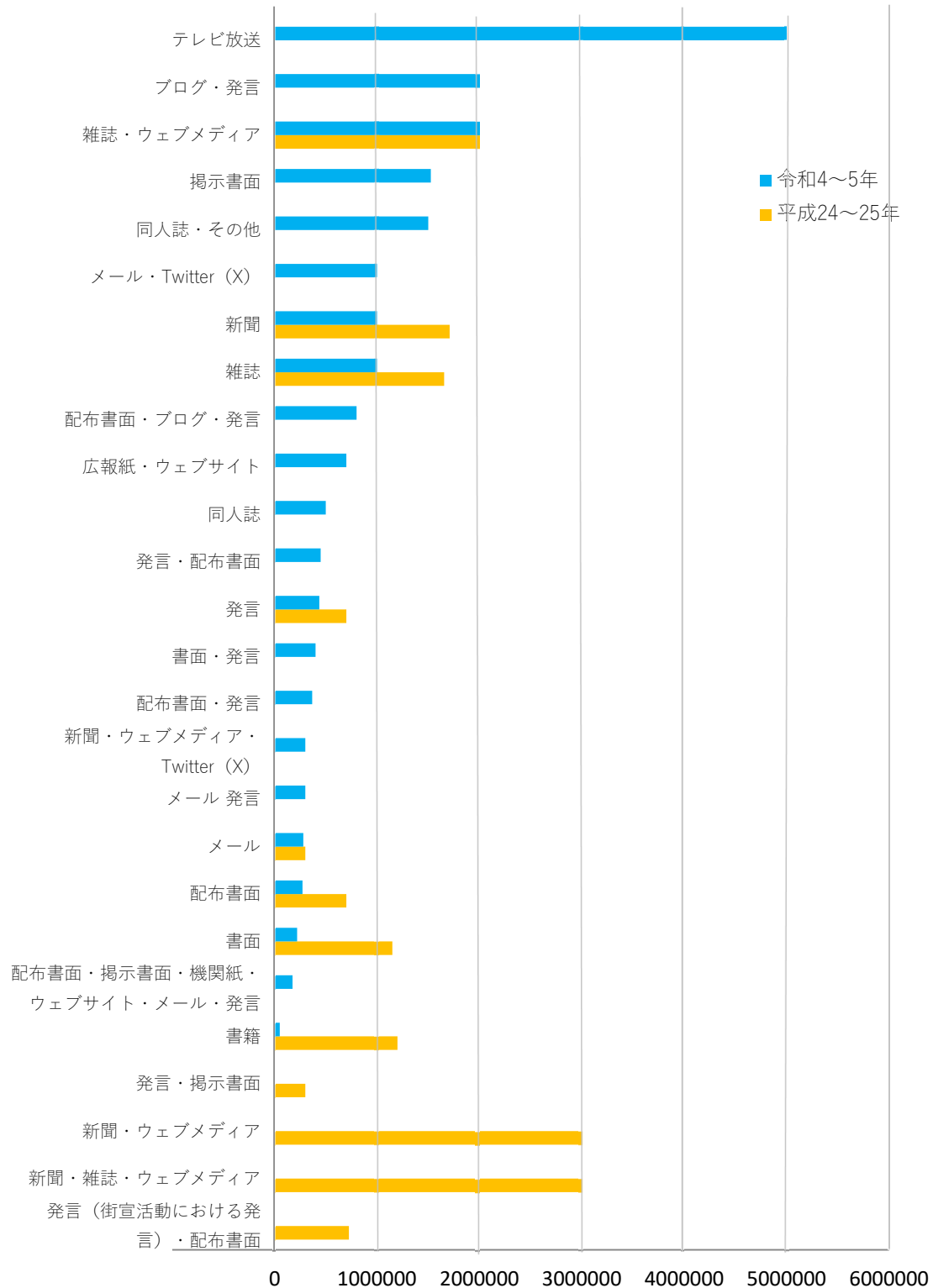
媒体別の件数を見ると、「令和 4・5 年事案」で最も件数が多いのは「発言」（9 件）、次いで「書面」（8 件）、「配布書面」（6 件）、「メール」（5 件）であり、雑誌・新聞・書籍といったマスメディア系媒体はいずれも 1 件にとどまる（「書籍＋雑誌」や「新聞＋雑誌」のように、複数の媒体を組み合わせた形態も一定数存在している）。

また、「メール」「チラシ」「FAX」など、直接的な対面コミュニケーションに近い形での侵害行為も一定数認められ、インターネット以外の媒体においては、令和期においても依然として様々な情報伝達手段が訴訟の対象となっていることが確認された。

## (2) 裁判例（平成期・令和期）の認容額

グラフ 7 は、2 時代におけるインターネット以外の媒体による権利侵害を認めた裁判例について、認容額の平均値と中央値を整理したものである。

グラフ7 インターネット以外／平成24・25年事案-令和4・5  
年事案／媒体別認容額平均



グラフ8 インターネット以外／平成24・25年事案-令和4・5  
年事案／媒体別認容額中央値

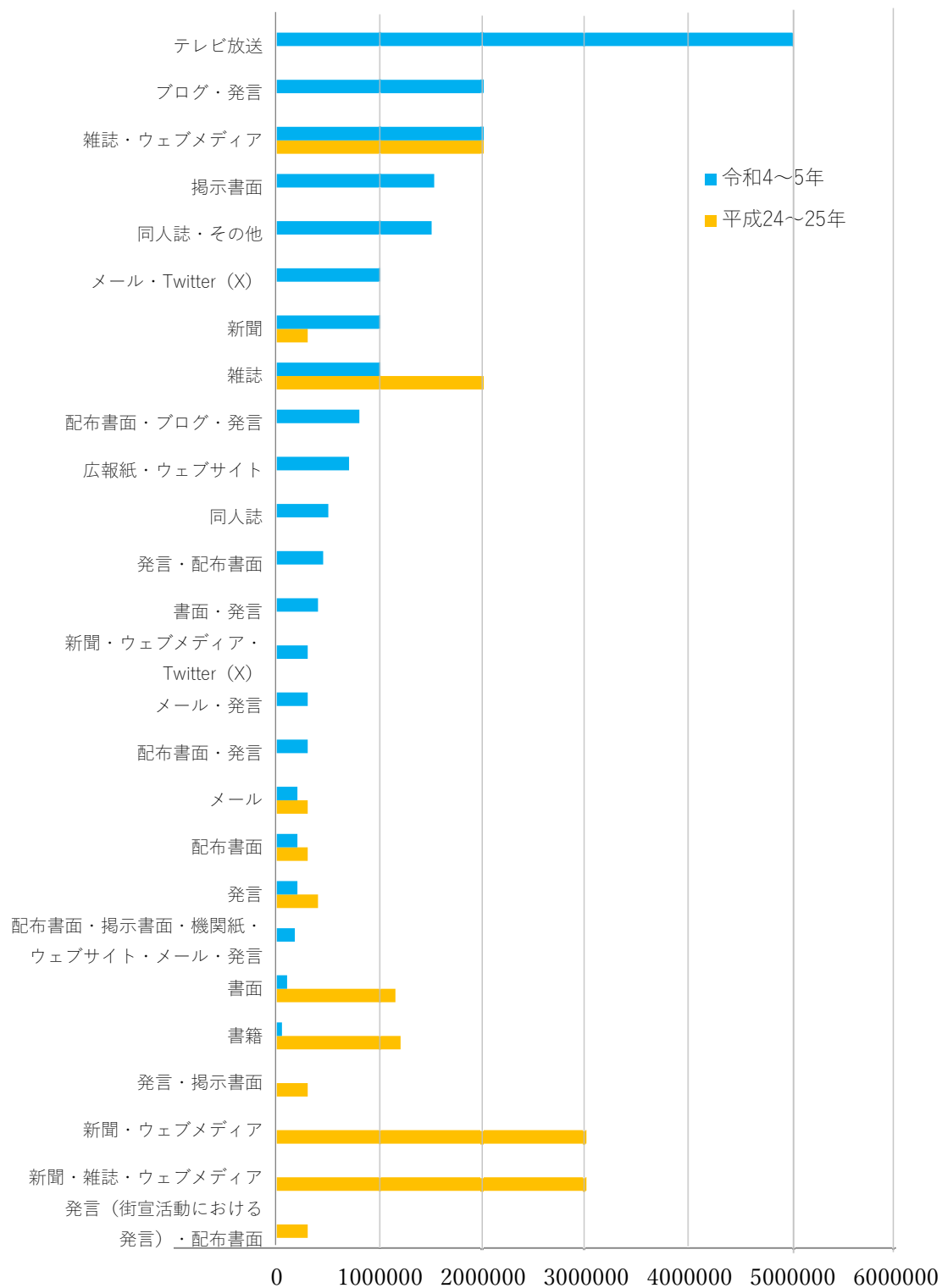


表 2 インターネット以外の媒体別 件数・認容額（平成期・令和期）

| 媒体                                      | 平成 24・25 年事案 |            |            | 令和 4・5 年事案 |            |            |
|-----------------------------------------|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                                         | 件数           | 平均値<br>(円) | 中央値<br>(円) | 件数         | 平均値<br>(円) | 中央値<br>(円) |
| 発言                                      | 6            | 700,000    | 400,000    | 9          | 436,666    | 200,000    |
| 書面                                      | 2            | 1,150,000  | 1,150,000  | 8          | 220,000    | 100,000    |
| 雑誌                                      | 9            | 1,655,555  | 2,000,000  | 1          | 1,000,000  | 1,000,000  |
| 配布書面                                    | 3            | 700,000    | 300,000    | 6          | 271,666    | 200,000    |
| メール                                     | 1            | 300,000    | 300,000    | 5          | 280,000    | 200,000    |
| 新聞                                      | 5            | 1,710,000  | 300,000    | 1          | 1,000,000  | 1,000,000  |
| 発言<br>(街宣活動における<br>発言) 配布書面             | 4            | 725,000    | 300,000    | -          | -          | -          |
| 雑誌 ウェブメディア                              | 2            | 2,000,000  | 2,000,000  | 1          | 2,000,000  | 2,000,000  |
| 配布書面 発言                                 | -            | -          | -          | 3          | 366,666    | 300,000    |
| 配布書面 掲示書面<br>機関紙<br>ウェブサイト<br>メール<br>発言 | -            | -          | -          | 2          | 175,000    | 175,000    |
| 書籍                                      | 1            | 1,200,000  | 1,200,000  | 1          | 50,000     | 50,000     |
| 新聞<br>雑誌 ウェブメディア                        | 1            | 3,000,000  | 3,000,000  | -          | -          | -          |
| 広報紙 ウェブサイト                              | -            | -          | -          | 1          | 700,000    | 700,000    |
| 同人誌 その他                                 | -            | -          | -          | 1          | 1,500,000  | 1,500,000  |
| 同人誌                                     | -            | -          | -          | 1          | 500,000    | 500,000    |
| メール 発言                                  | -            | -          | -          | 1          | 300,000    | 300,000    |
| メール Twitter(X)                          | -            | -          | -          | 1          | 1,000,000  | 1,000,000  |
| ブログ 発言                                  | -            | -          | -          | 1          | 2,000,000  | 2,000,000  |
| テレビ放送                                   | -            | -          | -          | 1          | 5,000,000  | 5,000,000  |
| 掲示書面                                    | -            | -          | -          | 1          | 1,525,000  | 1,525,000  |
| 新聞 ウェブメディア                              | 1            | 3,000,000  | 3,000,000  | -          | -          | -          |
| 新聞 ウェブメディア<br>Twitter(X)                | -            | -          | -          | 1          | 300,000    | 300,000    |
| 書面 発言                                   | -            | -          | -          | 1          | 400,000    | 400,000    |
| 配布書面 ブログ<br>発言                          | -            | -          | -          | 1          | 800,000    | 800,000    |
| 発言 掲示書面                                 | 1            | 300,000    | 300,000    | -          | -          | -          |
| 発言 配布書面                                 | -            | -          | -          | 1          | 450,000    | 450,000    |
| 全体                                      | 36           | 1,298,611  | 1,000,000  | 49         | 585,612    | 300,000    |

## ア インターネット以外の媒体による侵害事例の傾向

認容額の水準に関しては、媒体ごとに顕著な差がみられた。「令和 4・5 年事案」では「雑誌」「書籍」「新聞」などマスメディア系媒体に対して認容額が高額化する傾向がみられ、令和期の高額事案はテレビ放送（500 万円）、掲示書面（152.5 万円）、雑誌＋ウェブメディア（200 万円）であり、マスメディア性・公共性の高い媒体で高額となる傾向がみられる一方、メール・書面等の限定的な媒体では低額にとどまる。一方で、「メール」「掲示物」などの個別性・限定性の高い媒体では、認容額が比較的低く抑えられている傾向がみられた。

「令和 4・5 年事案」と「平成 24・25 年事案」を比較すると、平成期は 36 件、平均 130 万円・中央値 100 万円に対し、令和期は 49 件、平均約 58.6 万円・中央値 30 万円であり、令和期の認容額は、平均では平成期の約 2 分の 1、中央値では平成期の約 3 分の 1 となっている。

## イ 主な媒体の認容額の傾向

主な媒体が、損害賠償金の価額帯において、概ねどのようなレベルに位置づけられるかを、以下のとおり整理した。マスメディアや公共的な性格を持つ媒体の方が高額となる傾向、私的通信媒体は低額となる傾向がみられる。

### ① 高額帯

- ・雑誌（合計 10 件、平均約 159 万円、中央値 200 万円）

＜内訳＞

件数 平成期 9 件（別表Ⅱ-2【250 万円】外）

令和期 1 件（別表Ⅱ-66【100 万円】）

認容額 平成期 平均約 165.5 万円・中央値 200 万円

令和期 平均 100 万円・中央値 100 万円

- ・新聞（合計 6 件、平均約 159 万円、中央値 65 万円）

＜内訳＞

件数 平成期 5 件（別表Ⅱ-5【30 万円】外）

令和期 1 件（別表Ⅱ-47【100 万円】）

認容額 平成期 平均 171 万円・中央値 30 万円

令和期 平均 100 万円・中央値 100 万円

- ・雑誌＋ウェブメディア（合計 3 件、全件 200 万円）

＜内訳＞

件数 平成期 2 件（別表Ⅱ-29【200 万円】、Ⅱ-30【200 万円】）  
令和期 1 件（別表Ⅱ-37【200 万円】）  
認容額 平均値・中央値とも全件 200 万円

## ②中額帯

- ・発言（合計 15 件、平均 54 万円・中央値 30 万円）  
記者会見・街宣等を含む  
＜内訳＞  
件数 平成期 6 件（別表Ⅱ-28【50 万円】外）  
令和期 9 件（別表Ⅱ-67【20 万円】外）  
認容額 平成期 平均 70 万円・中央値 40 万円  
令和期 平均約 43.6 万円・中央値 20 万円
- ・配布書面（合計 9 件、平均 41 万円・中央値 30 万円）  
ビラなどの紙の配布物  
＜内訳＞  
件数 平成期 3 件（別表Ⅱ-3【30 万円】外）  
令和期 6 件（別表Ⅱ-63【30 万円】外）  
認容額 平成期 平均 70 万円・中央値 30 万円  
令和期 平均約 27.1 万円・中央値 20 万円

## ③低額帯

- ・メール（合計 6 件、平均 28 万円・中央値 25 万円）  
＜内訳＞  
件数 平成期 1 件（別表Ⅱ-25【30 万円】）  
令和期 5 件（別表Ⅱ-43【20 万円】外）  
認容額 平成期 平均 30 万円・中央値 30 万円  
令和期 平均 28 万円・中央値 20 万円

# 第 4 被害者・加害者の属性をもとにした認容額の分析

## 1 分析の概要

名誉に関する権利を侵害する裁判例 203 件（平成期 42 件・令和期 161 件）について、被害者・加害者の属性別の件数及び慰謝料認容額（平均値・中央値）の集計結果に基づき、当該訴訟の構造的特徴を分析したものである。

分析対象は、インターネット上の名誉権侵害等 118 件とインターネット以外  
 の名誉権侵害等 85 件を合算した全裁判例である。被害者・加害者の属性は、  
 「一般市民〔関係者〕」「一般市民〔第三者〕」「その他の著名人」「政治  
 家」「芸能人」「法人・団体〔報道機関を除く〕」「記者・報道機関」の 7 類  
 型に分類している。一般市民は、無関係な者同士の不法行為事案は「一般市民  
 (第三者)」と、親族や職場の同僚など何らかの関係がある者同士の場合には  
 「一般市民(関係者)」と分類した。

著名人については、政治家と芸能人以外の者は、「その他の著名人」と分類  
 した。

#### (1) 被害者属性の分析（平成期・令和期）

表 3 は、令和期と平成期の裁判例を合算した被害者属性ごとの件数と認容額  
 (平均・中央値)である。

表 3 被害者属性 件数・認容額（平成期・令和期）

| 被害者の属性（令和期・平成期<br>事案合計） | 平均（円）          | 中央値（円）         | 件数         |
|-------------------------|----------------|----------------|------------|
| 政治家                     | 1,381,250      | 850,000        | 16         |
| 芸能人                     | 1,240,000      | 1,500,000      | 5          |
| 法人・団体〔報道機関を除く〕          | 734,821        | 475,000        | 28         |
| 一般市民〔第三者〕               | 647,222        | 300,000        | 36         |
| その他の著名人                 | 573,636        | 300,000        | 44         |
| 一般市民〔関係者〕               | 459,167        | 300,000        | 72         |
| 記者・報道機関                 | 225,000        | 225,000        | 2          |
| 合計                      | <b>644,951</b> | <b>300,000</b> | <b>203</b> |

#### ア 被害者の構成

被害者属性で最多なのは「一般市民〔関係者〕」72 件（35%）であり、次  
 いで「その他の著名人」44 件（22%）、「一般市民〔第三者〕」36 件  
 （18%）と続いている。一般市民が被害者となる事案（関係者 72+第三者  
 36=108 件）が全体の 53%を占め、名誉に関する権利侵害訴訟の過半数は一  
 般市民が当事者となっている。

一般市民以外の属性の被害者は、「法人・団体」28件（14%）、「政治家」16件（8%）、「芸能人」5件（2%）であり、これら被害者（法人・団体、政治家、芸能人）の合計は49件（24%）にとどまる。

「記者・報道機関」が被害者となる事案は2件と極めて少なく、報道機関は名誉に関する権利侵害訴訟において、被害者側に立つ例は稀であった。

#### イ 認容額の傾向

中央値を見ると、被害者属性間で、以下のような特徴が見受けられる。

- ①高額な層 芸能人 150 万円（5 件）、政治家 85 万円（16 件）
- ②中間的な層 法人・団体 47.5 万円（28 件）
- ③低額な層 一般市民〔関係者〕 30 万円（72 件）、一般市民〔第三者〕 30 万円（36 件）、その他の著名人 30 万円（44 件）、記者・報道機関 22.5 万円（2 件）

社会的な活動を広く行う性格の被害者（芸能人・政治家・法人）ほど認容額が高い傾向がみられ、特に芸能人と政治家の中央値は、一般市民の 3～5 倍となっている。

#### (2) 加害者属性の分析（平成期・令和期）

表 4 は、令和期と平成期の裁判例を合算した加害者属性ごとの件数と認容額（平均・中央値）である。

表 4 加害者属性 件数・認容額（平成期・令和期合計）

| 加害者の属性（平成期・令和期<br>事案合計） | 平均（円）     | 中央値（円）    | 件数  |
|-------------------------|-----------|-----------|-----|
| 記者・報道機関                 | 1,483,333 | 1,200,000 | 33  |
| 芸能人                     | 600,000   | 650,000   | 6   |
| その他の著名人                 | 595,625   | 200,000   | 16  |
| 一般市民〔関係者〕               | 526,034   | 300,000   | 58  |
| 法人・団体〔報道機関を除く。〕         | 488,542   | 300,000   | 24  |
| 一般市民〔第三者〕               | 411,186   | 200,000   | 59  |
| 政治家                     | 335,714   | 300,000   | 7   |
| 合計                      | 644,951   | 300,000   | 203 |

## ア 加害者の構成

加害者属性で最多なのは「一般市民〔第三者〕」59件（29%）であり、次いで「一般市民〔関係者〕」58件（29%）が僅かの差が続いている。一般市民が加害者となる事案は合計117件（58%）と過半数を占めており、分析した裁判例上では、名誉に関する権利侵害の主要な加害主体は一般市民であった。

「記者・報道機関」が加害者となる事案は33件（16%）で、第3位に位置している。

## イ 認容額の傾向

中央値でみた加害者属性別の認容額は以下のとおりである。

- ①高額な層 記者・報道機関 120万円（33件）
- ②中間的な層 芸能人 65万円（6件）
- ③低額な層 一般市民〔関係者〕 30万円（58件）、政治家 30万円（7件）、法人・団体 30万円（24件）、その他の著名人 20万円（16件）、一般市民〔第三者〕 20万円（59件）

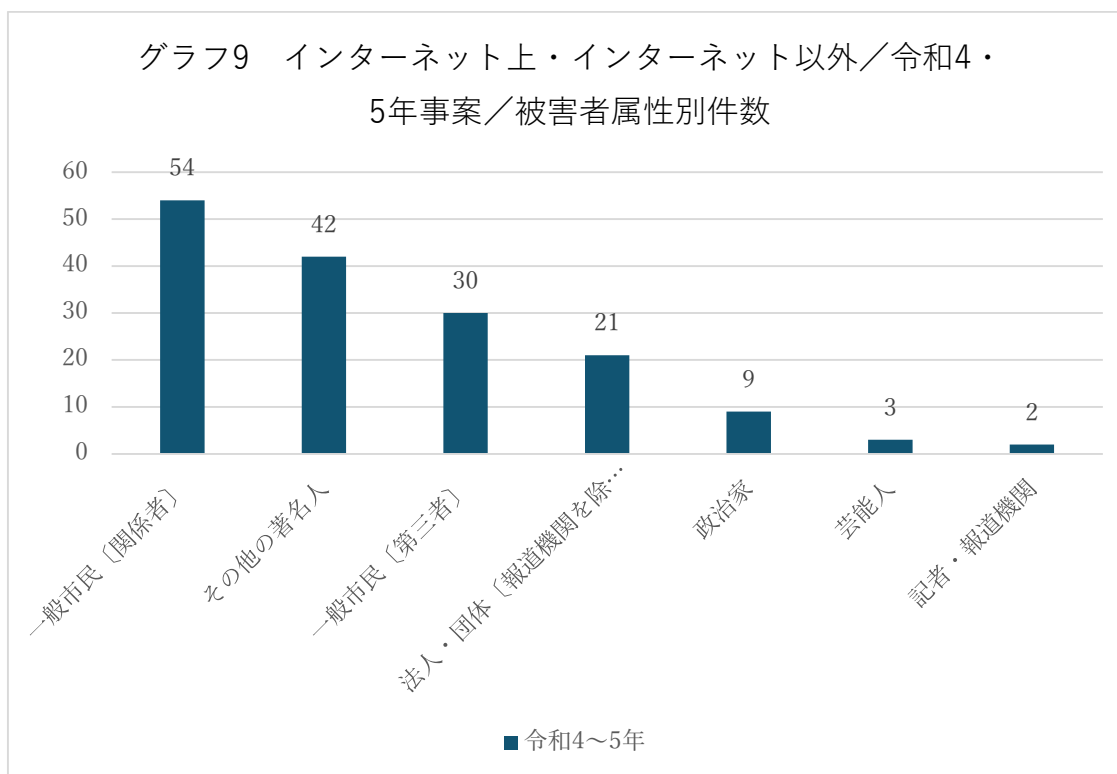
記者・報道機関が加害者となる事案の中央値120万円は、他属性の3～6倍であり相対的に高額である。

## 2 令和期の裁判例（令和4・5年事案）の分析

### (1) 被害者属性の傾向

ア 令和期の被害者属性（インターネット上＋インターネット以外）ごとの件数と認容額（平均・中央値）

グラフ9は、インターネット上とインターネット以外の媒体を合わせた令和期の被害者属性の件数をグラフにしたものである。



グラフ10及び表5は、インターネット上とインターネット以外の媒体を合わせた令和期の被害者属性の認容額(平均・中央値)をグラフと表にしたものである。

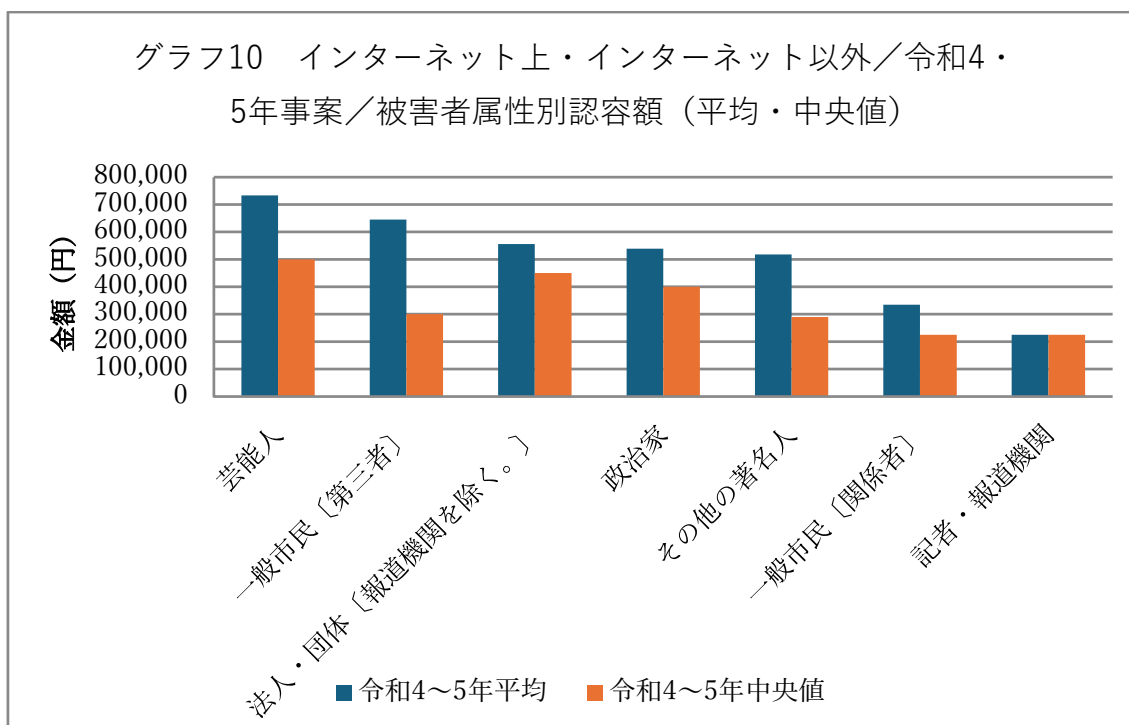


表 5 被害者属性別 認容額（令和期・インターネット上＋インターネット以外）

| 被害者の属性（令和期事案）   | 平均（円）   | 中央値（円）  | 件数  |
|-----------------|---------|---------|-----|
| 芸能人             | 733,333 | 500,000 | 3   |
| 一般市民〔第三者〕       | 645,000 | 300,000 | 30  |
| 法人・団体〔報道機関を除く。〕 | 555,952 | 450,000 | 21  |
| 政治家             | 538,889 | 400,000 | 9   |
| その他の著名人         | 517,619 | 290,000 | 42  |
| 一般市民〔関係者〕       | 334,444 | 225,000 | 54  |
| 記者・報道機関         | 225,000 | 225,000 | 2   |
| 全体              | 486,491 | 300,000 | 161 |

認容額が最も高額なのは「芸能人」で、平均約 733,333 円、中央値は 500,000 円に達しており、他の属性を大きく上回っている（ただし、件数は 3 件と他と比較して少数である）。

これに対し、一般市民は、以下のとおりであり、著名人と比較すると、件数は多いものの認容額は低額である。

- ・ 一般市民（第三者）（30 件）

平均認容額 約 645,000 円、中央値 約 300,000 円

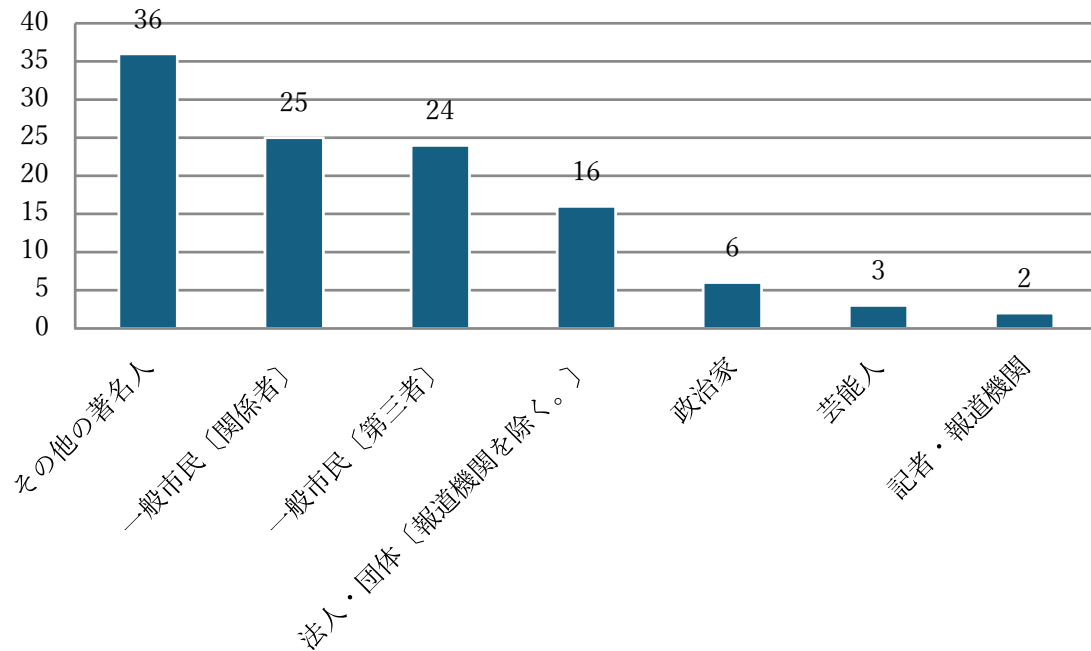
- ・ 一般市民（関係者）（54 件）

平均認容額 約 334,444 円、中央値 約 225,000 円

#### イ 令和期のインターネット上の被害における被害者属性ごとの傾向

グラフ 11、12 及び表 6 は、令和期の 161 件（インターネット上、インターネット以外を合わせた総数）のうち、インターネット上の被害事案 112 件について、被害者類型ごとに、件数と認容額をグラフと表にしたものである。

グラフ11 インターネット上／令和4・5年事案／被害者属性  
別件数



グラフ12 インターネット上／令和4・5年事案／被害者属性  
別認容額（平均・中央値）

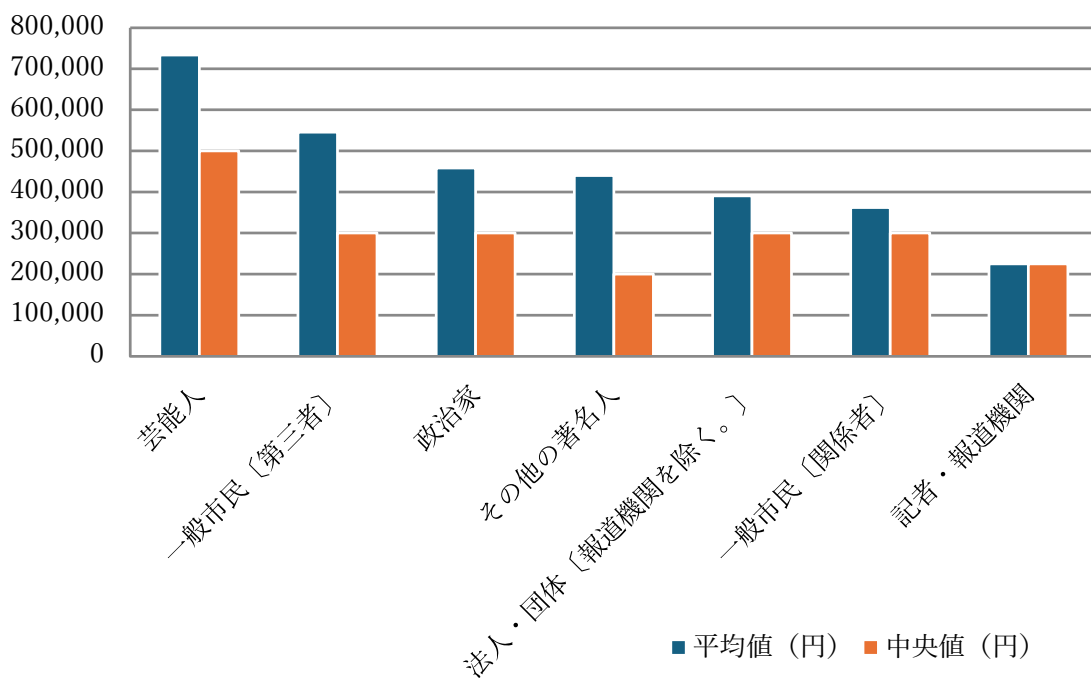


表 6 被害者属性別 認容額（令和期・インターネット上）

| 被害者の属性<br>令和 4・5 年事案 | 平均（円）          | 中央値（円）         | 件数         |
|----------------------|----------------|----------------|------------|
| その他の著名人              | 440,000        | 200,000        | 36         |
| 一般市民〔関係者〕            | 362,000        | 300,000        | 25         |
| 一般市民〔第三者〕            | 545,417        | 300,000        | 24         |
| 法人・団体〔報道機関を除く。〕      | 390,625        | 300,000        | 16         |
| 政治家                  | 458,333        | 300,000        | 6          |
| 芸能人                  | 733,333        | 500,000        | 3          |
| 記者・報道機関              | 225,000        | 225,000        | 2          |
| 全体                   | <b>443,125</b> | <b>300,000</b> | <b>112</b> |

インターネットを通じた名誉に関する権利侵害事案では、「一般市民（第三者）」や「一般市民（関係者）」といった私的属性の被害者が多くを占めており（関係者 25＋第三者 24＝49 件、44%）、これは SNS や掲示板、ブログ等の個人の発信するメディアによる侵害事案が多いことをうかがわせる。件数では「その他の著名人」が 36 件で最多の被害者属性であり（SNS や掲示板での著名人への攻撃が、裁判においては相当件数見受けられる）、令和期の事例ではインターネット上の著名人に対する権利侵害が多いことがうかがわれる。

認容額の水準は、「一般市民（第三者）」で中央値約 30 万円、「一般市民（関係者）」で約 30 万円となっている。

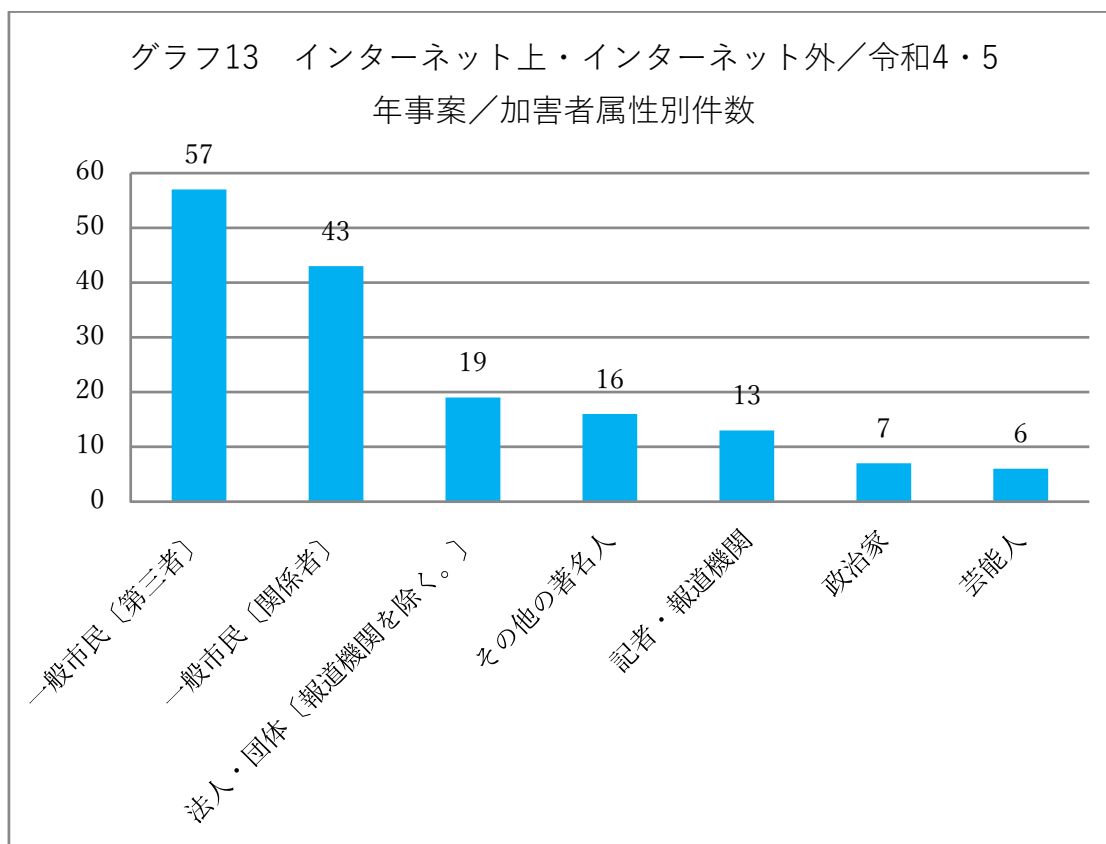
他方、「芸能人」「法人・団体」など、社会的な活動を広く行う主体の属性においては、件数が少ないものの、平均・中央値ともに一般市民を被害者とする事案よりも高額な傾向が見受けられる。

インターネット事案においては、認容額が 100 万円を超える比較的高額な事例があまり多くない上に、認容額のばらつきが小さい（多くの属性で中央値が 30 万円前後に収斂される）傾向がみられる。

## (2) 加害者属性の傾向

ア 令和期全体の加害者属性（インターネット上＋インターネット以外）ごとの件数と認容額(平均・中央値)

グラフ 13 は、インターネット上とインターネット以外の媒体を合わせた令和期の裁判例の加害者属性の件数をグラフにしたものである。



グラフ 14 及び表 7 は、令和期のインターネット上とインターネット以外の媒体を合わせた令和期の裁判例の加害者について、属性ごとに認容額をグラフと表にしたものである。

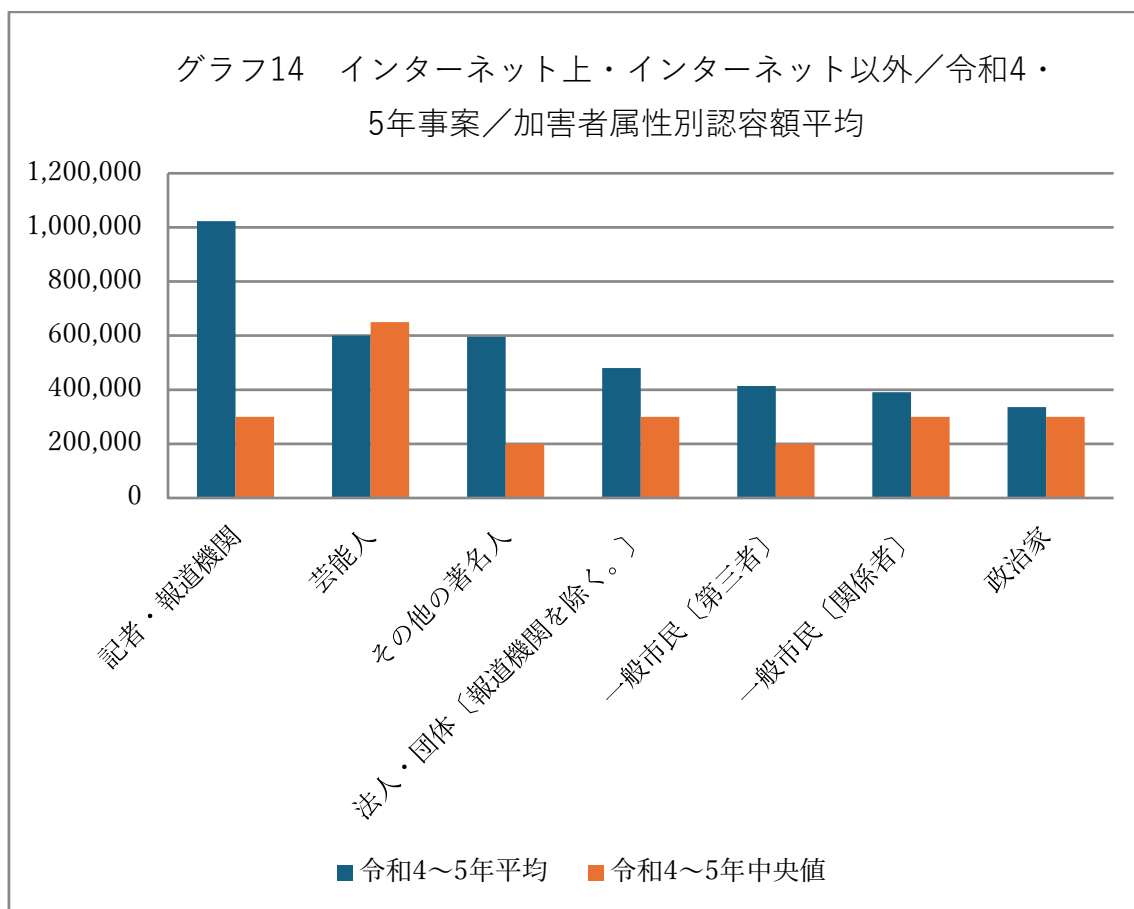


表 7 加害者属性別 認容額（令和期・インターネット上＋インターネット以外）

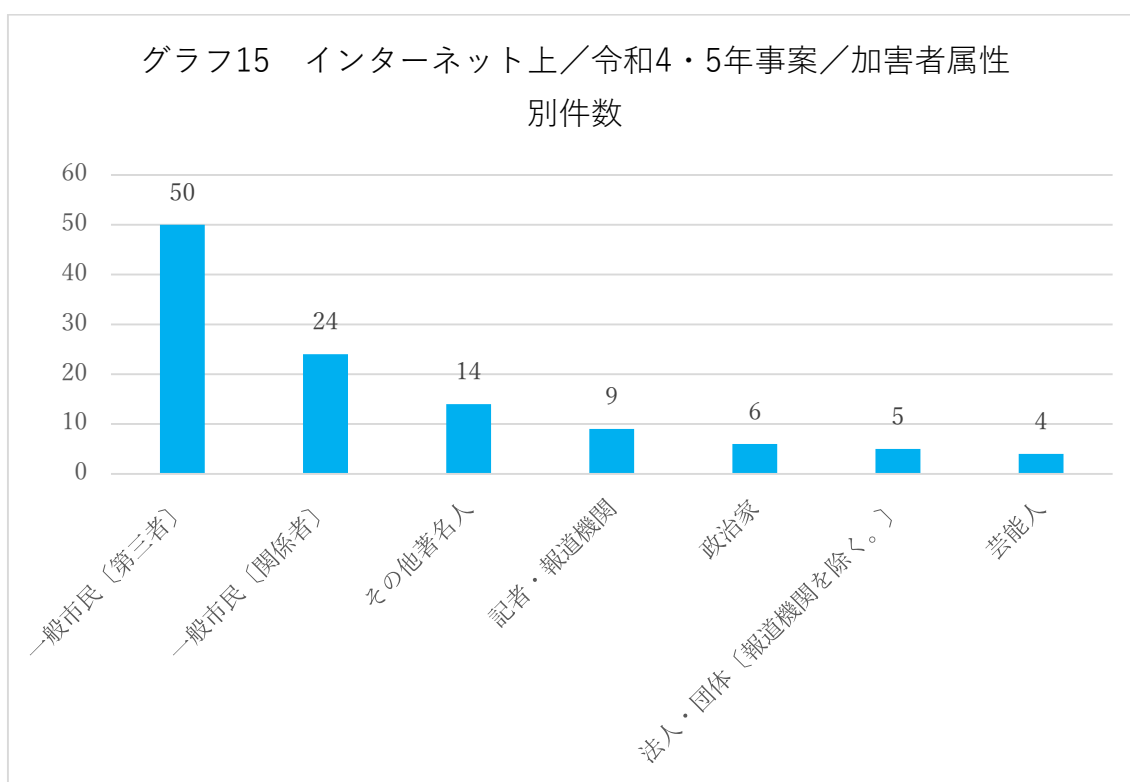
| 加害者の属性（令和期事案）  | 平均（円）     | 中央値（円）  | 件数  |
|----------------|-----------|---------|-----|
| 記者・報道機関        | 1,023,077 | 300,000 | 13  |
| 芸能人            | 600,000   | 650,000 | 6   |
| その他の著名人        | 595,625   | 200,000 | 16  |
| 法人・団体〔報道機関を除く〕 | 480,263   | 300,000 | 19  |
| 一般市民〔第三者〕      | 414,211   | 200,000 | 57  |
| 一般市民〔関係者〕      | 390,930   | 300,000 | 43  |
| 政治家            | 335,714   | 300,000 | 7   |
| 全体             | 486,491   | 300,000 | 161 |

加害者として件数が最多だったのは「一般市民〔第三者〕」57件（35%）であり、令和期の権利侵害事案では、見ず知らずの第三者が加害者となるケー

スの件数が最も多かった。これと「一般市民〔関係者〕」43件と合わせると一般市民が100件（62%）となり、令和期の権利侵害の約3分の2は一般市民による加害であった。

#### イ 令和期のインターネットによる被害における加害者属性ごとの傾向

グラフ15、16及び表8は、令和期に言い渡された名誉に関する権利侵害訴訟161件（インターネット上、インターネット以外を合わせた総数）のうち、インターネット上の被害112件について、加害者類型ごとに、件数と慰謝料認容額（平均値・中央値）をグラフと表にしたものである。「匿名アカウント」は「一般市民（第三者）」に分類している。



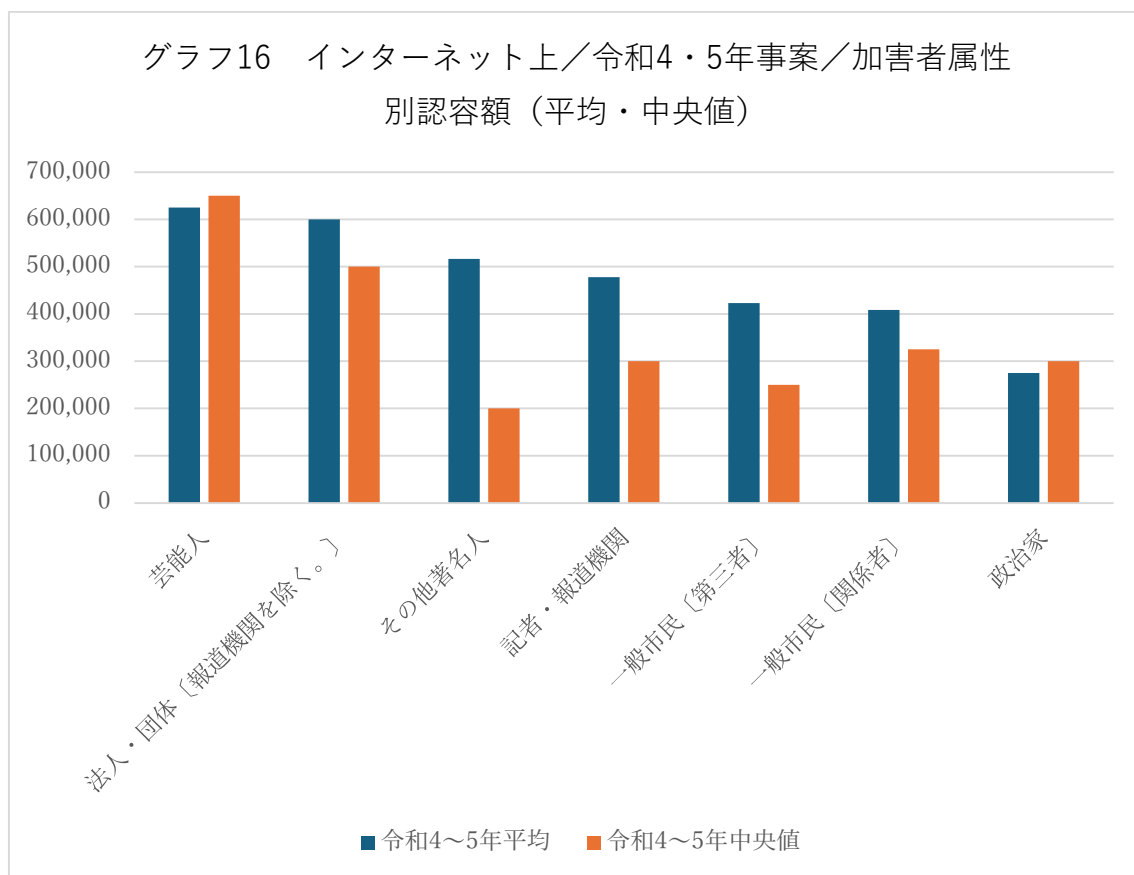


表 8 加害者属性別認容額（令和期・インターネット上）

| 加害者の属性(令和期事案)  | 平均（円）   | 中央値（円）  | 件数  |
|----------------|---------|---------|-----|
| 芸能人            | 625,000 | 650,000 | 4   |
| 法人・団体〔報道機関を除く〕 | 600,000 | 500,000 | 5   |
| その他の著名人        | 516,429 | 200,000 | 14  |
| 記者・報道機関        | 477,778 | 300,000 | 9   |
| 一般市民〔第三者〕      | 423,000 | 250,000 | 50  |
| 一般市民〔関係者〕      | 408,333 | 325,000 | 24  |
| 政治家            | 275,000 | 300,000 | 6   |
| 全体             | 443,125 | 300,000 | 112 |

「一般市民（第三者）」や「一般市民（関係者）」といった私人が加害者となる事案が多く、SNS やコメント欄などにおける権利侵害事案が多いこと

がうかがわれる。これらの属性では、認容額の中央値が 25～32.5 万円前後となっている。

他方、「記者・報道機関」「法人・団体（報道機関を除く）」「芸能人」などの一般市民以外の加害者については、影響力の大きさや情報発信の信頼性が問われ、損害額が大きく認定される傾向がみられた。

インターネット上の事案と、インターネット以外を含む全体とを比較した場合、インターネット以外を含む全体では「法人・団体（報道機関を除く）」や「記者・報道機関」による訴訟も一定数含まれている。一方でインターネット事案では「一般市民」による被害が中心で、訴訟の多くが SNS やブログ等の個人による発信のものである。認容額の分布も 50 万円以下の相対的に低額な範囲に集中している。

これらのほか、以下のような傾向が見受けられる。

○「一般市民〔第三者〕」が加害者となる件数が多いが、これらの侵害事例はほぼインターネット経由である。

○「芸能人」が加害者となった事案は、全件 SNS などインターネットを経由している。

○「政治家」「その他の著名人」が加害者となる事案も令和期に集中している。

○記者・報道機関によるインターネット上の加害事案も令和期では 9 件あり、ウェブメディアによる侵害も相当数見受けられる。

#### ウ 被害者・加害者を組み合わせた傾向（インターネット上・令和期）

令和期におけるインターネット上の権利侵害事案の傾向は、以下のように整理できる。

○見ず知らずの第三者（加害者最多）が、著名人や面識のない一般市民の権利を侵害する事例が多い。

○一般市民の事案では、関係者（24 件）が、家族や知人を攻撃する例も多くみられる。

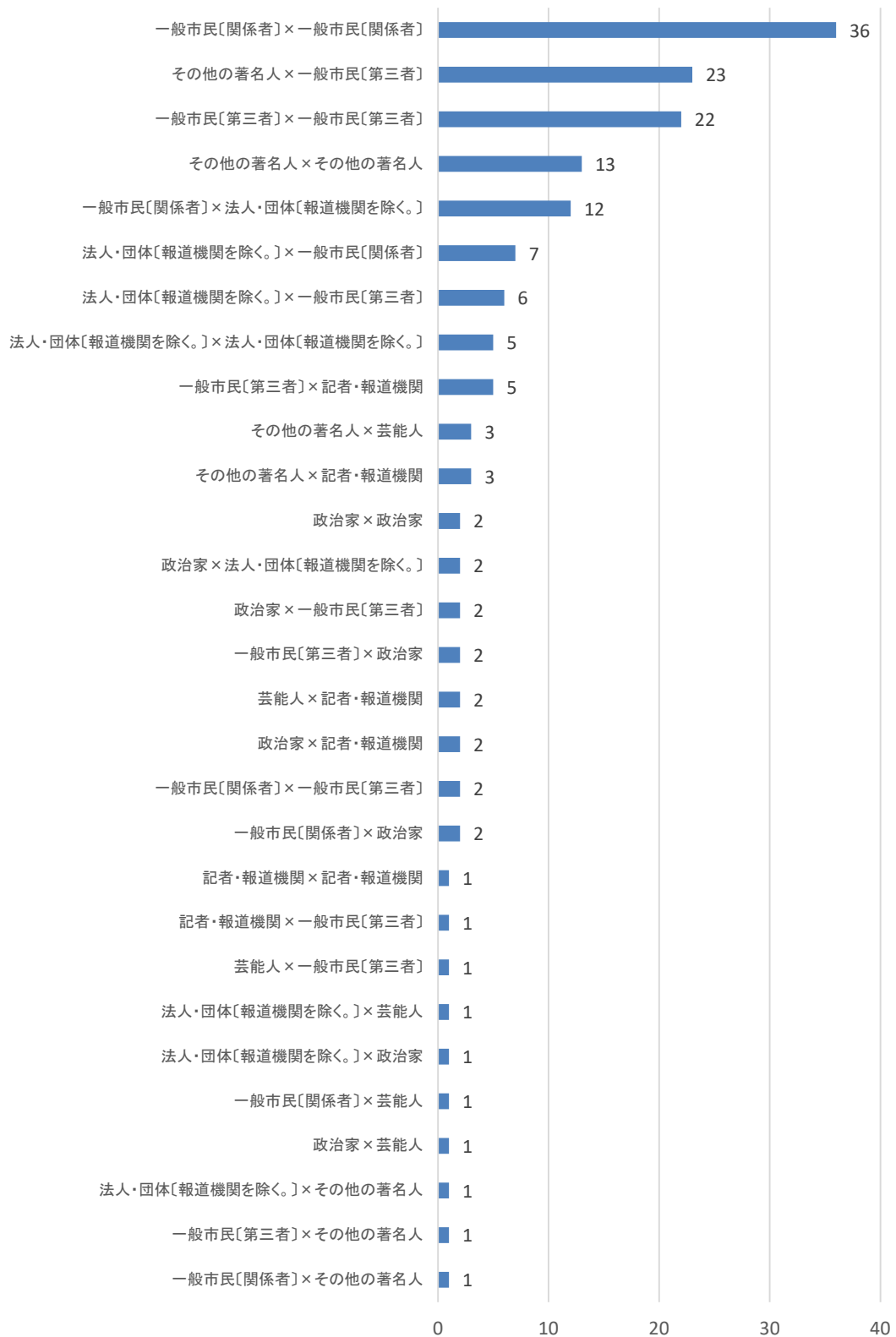
○被害者の中で最も多かった「その他の著名人」（36 件）の加害者は多様であり、第三者・関係者・他の著名人など多様な属性から権利侵害を受けている。

(3) 被害者 × 加害者の属性別クロス集計から見受けられる傾向（令和期）

ア 被害者×加害者のクロス集計に基づく件数

グラフ 17 は、被害者の属性と加害者の属性の組み合わせについて、類型ごとに件数をグラフにしたものである。

グラフ17 インターネット上・インターネット以外／令和4・5  
年事案／被害者×加害者属性別クロス集計件数



イ 被害者×加害者のクロス集計に基づく認容額（平均・中央値）

グラフ 18 及び表 9 は、被害者の属性と加害者の属性の組み合わせについて、類型ごとに認容額をグラフと表にしたものである。

グラフ18 インターネット上・インターネット以外／令和4・  
5年事案／被害者 × 加害者別クロス集計認容額



表 9 被害者×加害者 クロス集計 認容額（令和期）

|    | 被害者の属性×加害者の属性                     | 件数 | 平均<br>(円) | 中央値<br>(円) |
|----|-----------------------------------|----|-----------|------------|
| 1  | 一般市民〔第三者〕×記者・報道機関                 | 5  | 1,560,000 | 1,000,000  |
| 2  | 政治家×芸能人                           | 1  | 1,000,000 | 1,000,000  |
| 3  | 法人・団体〔報道機関を除く〕×法人・<br>団体〔報道機関を除く〕 | 5  | 865,000   | 1,000,000  |
| 4  | 芸能人×記者・報道機関                       | 2  | 850,000   | 850,000    |
| 5  | その他の著名人×記者・報道機関                   | 3  | 833,333   | 300,000    |
| 6  | その他の著名人×その他の著名人                   | 13 | 702,308   | 300,000    |
| 7  | 政治家×法人・団体〔報道機関を除く〕                | 2  | 700,000   | 700,000    |
| 8  | その他の著名人×芸能人                       | 3  | 700,000   | 1,000,000  |
| 9  | 政治家×記者・報道機関                       | 2  | 550,000   | 550,000    |
| 10 | 法人・団体〔報道機関を除く〕×一般市<br>民〔第三者〕      | 6  | 541,667   | 225,000    |
| 11 | 法人・団体〔報道機関を除く〕×政治家                | 1  | 500,000   | 500,000    |
| 12 | 芸能人×一般市民〔第三者〕                     | 1  | 500,000   | 500,000    |
| 13 | 政治家×政治家                           | 2  | 500,000   | 500,000    |
| 14 | 一般市民〔第三者〕×一般市民〔第三<br>者〕           | 22 | 493,182   | 225,000    |
| 15 | 法人・団体〔報道機関を除く〕×一般市<br>民〔関係者〕      | 7  | 457,143   | 450,000    |
| 16 | 一般市民〔関係者〕×一般市民〔関係<br>者〕           | 36 | 378,056   | 300,000    |
| 17 | その他の著名人×一般市民〔第三者〕                 | 23 | 348,261   | 200,000    |
| 18 | 法人・団体〔報道機関を除く〕×芸能人                | 1  | 300,000   | 300,000    |
| 19 | 一般市民〔関係者〕×法人・団体〔報道<br>機関を除く。〕     | 12 | 283,333   | 200,000    |
| 20 | 記者・報道機関×一般市民〔第三者〕                 | 1  | 250,000   | 250,000    |
| 21 | 一般市民〔第三者〕×政治家                     | 2  | 250,000   | 250,000    |
| 22 | 一般市民〔第三者〕×その他の著名人                 | 1  | 200,000   | 200,000    |
| 23 | 一般市民〔関係者〕×芸能人                     | 1  | 200,000   | 200,000    |

|    |                        |   |         |         |
|----|------------------------|---|---------|---------|
| 24 | 記者・報道機関×記者・報道機関        | 1 | 200,000 | 200,000 |
| 25 | 一般市民〔関係者〕×一般市民〔第三者〕    | 2 | 200,000 | 200,000 |
| 26 | 一般市民〔関係者〕×政治家          | 2 | 175,000 | 175,000 |
| 27 | 政治家×一般市民〔第三者〕          | 2 | 175,000 | 175,000 |
| 28 | 一般市民〔関係者〕×その他の著名人      | 1 | 100,000 | 100,000 |
| 29 | 法人・団体〔報道機関を除く〕×その他の著名人 | 1 | 100,000 | 100,000 |

※平均額の多い順。件数が1のものは斜文字で表記

## ウ 分析

令和期の161件における加害者と被害者の組み合わせは、合計29種類存在していた。事案件数の多い上位5組み合わせで全体の66%（106件）を占めている。

### （ア）主要な事案類型（上位5組み合わせ）

表10は、被害者と加害者の組み合わせで、件数が多かった順に5類型を表にしたものである。

表10 被害者×加害者 件数上位（令和期）

| 順位 | 被害者       | 加害者       | 件数 | 中央値（円）  |
|----|-----------|-----------|----|---------|
| 1  | 一般市民〔関係者〕 | 一般市民〔関係者〕 | 36 | 300,000 |
| 2  | その他の著名人   | 一般市民〔第三者〕 | 23 | 200,000 |
| 3  | 一般市民〔第三者〕 | 一般市民〔第三者〕 | 22 | 225,000 |
| 4  | その他の著名人   | その他の著名人   | 13 | 300,000 |
| 5  | 一般市民〔関係者〕 | 法人・団体     | 12 | 200,000 |

最も件数が多い事案類型であった「一般市民〔関係者〕同士」36件は、知人・家族・職場関係者間のトラブルが裁判に及んだものと考えられる。第2位の「一般市民〔第三者〕」から「その他の著名人」への請求の23件は、SNSが普及した令和期に件数が増加した類型であり、インターネット上の見

ず知らずの市民が著名人を攻撃する事案と考えられる。第3位以降を含めた上位5つの類型は、いずれも中央値が20～30万円の範囲にある。

(イ) 高額認容を生む組み合わせ（件数2件以上）

表11は、被害者と加害者の組み合わせで、慰謝料認容額が高額だった類型を表にしたものである。件数が1件だけのものは除いている。

表 11 被害者×加害者 認容額上位（令和期）

| 被害者       | 加害者     | 件数 | 平均（円）     | 中央値（円）    |
|-----------|---------|----|-----------|-----------|
| 一般市民〔第三者〕 | 記者・報道機関 | 5  | 1,560,000 | 1,000,000 |
| 法人・団体     | 法人・団体   | 5  | 865,000   | 1,000,000 |
| その他の著名人   | 芸能人     | 3  | 700,000   | 1,000,000 |
| 芸能人       | 記者・報道機関 | 2  | 850,000   | 850,000   |
| 政治家       | 法人・団体   | 2  | 700,000   | 700,000   |

賠償金額が高額化する組み合わせは、社会的な活動を広く行う性格を有する主体が関与する事案であった。

(ウ) 「その他の著名人」を被害者とする事案の傾向

「その他の著名人」を被害者とする42件の加害者別内訳は、一般市民〔第三者〕23件（55%）、その他の著名人13件（31%）、芸能人3件、記者・報道機関3件であり、著名人が被害を受ける事案には以下のような類型が考えられる。

一点目は、見ず知らずの一般市民からの権利侵害（23件）である。SNSによる被害が相当数含まれるが、件数は多いものの認容額は中央値20万円と低水準にとどまっている。二点目は、同種類の他者である他の著名人からの権利侵害（13件）である。業界内・コミュニティ内での対立が裁判に至っ

たものとみられるが、中央値 30 万円と一般市民による侵害事例よりはやや高めの水準で評価されている。

#### (エ) マスメディアが加害者となる事案の傾向

記者・報道機関が加害者となる事案は令和期に 13 件あり、被害者の内訳は一般市民〔第三者〕5 件、その他の著名人 3 件、芸能人 2 件、政治家 2 件、記者・報道機関 1 件と多様であった。

認容額は、平均値でみると他の加害者類型より高い傾向にあり、特に一般市民〔第三者〕に対する報道被害は中央値 100 万円と相対的に高額であるが、中央値でみた記者・報道機関全体の水準（30 万円）は他の類型と同程度にとどまる。

#### (オ) むすび

以上の集計結果を踏まえると、インターネットがより普及した令和期における名誉権等侵害訴訟の傾向は次のように整理できる。

○「インターネット上の見ず知らず同士のトラブル」が一つの主要な類型となっている。一般市民〔第三者〕が加害者として最多（57 件、35%）であり、第三者から著名人・一般市民への攻撃が相当数みられる。

○マスメディア（記者・報道機関）の加害事案は、件数は減っているが、依然として相対的に高額な認容となっている。

○加害者の「発信力」が認容額に影響している傾向が見受けられる。マスメディア＞著名人＞一般市民の順で認容額が高い傾向が見受けられる。

○同じ属性内での侵害事案が約半数を占めている。名誉侵害に関するトラブルは、属性を越えた攻撃よりも、同質のコミュニティ内の対立として顕在化することが多いことがうかがわれる。

○加害者・被害者の組み合わせは多様だが、上位の 5 類型で全体の約 3 分の 2 を占め、典型的な事案類型に件数が集中している傾向がみられる。

以上のとおり、令和期では同じ属性内での侵害事案が約半数を占め、上位 5 類型に件数が集中する一方、マスメディアによる名誉毀損等は件数こそ少ないが認容額の高い事案として存在している。これらの傾向の時代的背景および総合的な評価については、第 6 で整理する。

### 3 当事者の属性に関する平成期と令和期の比較

#### (1) 被害者 平成期と令和期の比較

表 12 は、被害者の属性ごとに、平成期と令和期の裁判例を比較したものである。

表 12 被害者属性別 認容額（平成期・令和期）

| 被害者の属性         | 平成 24・25 年事案     |                  |           | 令和 4・5 年事案     |                |            |
|----------------|------------------|------------------|-----------|----------------|----------------|------------|
|                | 平均（円）            | 中央値（円）           | 件数        | 平均（円）          | 中央値（円）         | 件数         |
| 芸能人            | 2,000,000        | 2,000,000        | 2         | 733,333        | 500,000        | 3          |
| 一般市民〔第三者〕      | 658,333          | 350,000          | 6         | 645,000        | 300,000        | 30         |
| 法人・団体〔報道機関を除く〕 | 1,271,429        | 2,000,000        | 7         | 555,952        | 450,000        | 21         |
| 政治家            | 2,464,286        | 3,000,000        | 7         | 538,889        | 400,000        | 9          |
| その他の著名人        | 1,750,000        | 1,750,000        | 2         | 517,619        | 290,000        | 42         |
| 一般市民〔関係者〕      | 833,333          | 300,000          | 18        | 334,444        | 225,000        | 54         |
| 記者・報道機関        | -                | -                | -         | 225,000        | 225,000        | 2          |
| 全体             | <b>1,252,381</b> | <b>1,000,000</b> | <b>42</b> | <b>486,491</b> | <b>300,000</b> | <b>161</b> |

#### ア 件数の時代変化

平成期は「一般市民〔関係者〕」18 件（43%）が最多で、政治家 7 件、法人 7 件、芸能人 2 件、その他の著名人 2 件と社会的な活動を広く行う者が同程度（18 件・43%）を占めている。令和期は「その他の著名人」が 42 件（26%）と、平成期の 2 件から大幅な増加がみられる。

「記者・報道機関」が被害者となる事案 2 件は令和期にのみ出現しており、インターネットがより普及した時代において、報道機関側が被害者となる場面もみられる。

## イ 時代ごとの認容額の比較

社会的な活動を広く行う性格の被害者で認容額の大幅な低下がみられる。政治家・法人・団体・芸能人・その他の著名人はいずれも令和期に中央値が平成期の15～25%程の水準に低下している一方で、一般市民〔関係者〕・〔第三者〕は中央値の変化が小さく75～85%程度の水準となっている。

平成期の名誉関係訴訟は、公人・法人等を加害者とする相対的に高額な認容事案を主流としていたのに対し、令和期はこのような事案も認容額が低下しており、全体的に30万円前後の事例が増える傾向がみられる。一般市民事案の認容額は、両時代を通じて20万円～30万円ほどとなっている。

## ウ 時代ごとの被害者属性の傾向

「一般市民〔関係者〕」が被害者となる件数は、平成期・令和期ともに最多（平成期18件、令和期54件）であることは変わらず、関係者（知人・職場関係者）間のトラブルが裁判化する傾向は、媒体や時代を問わず相当数に存在することがうかがわれる。

他方、「その他の著名人」を被害者とする訴訟は平成期にほとんどみられなかったが、前述のように、令和期になって件数が目立つようになった。インターネット社会の進展によりこのような者が攻撃の対象となり被害者類型が増加したものと考えられる。

### (2) 加害者 平成期と令和期の比較

表13は、加害者の属性ごとに、平成期と令和期の裁判例を比較したものである。

表13 加害者属性別 認容額（平成期・令和期）

| 加害者の属性          | 平成24・25年事案 |            |    | 令和4・5年事案  |            |    |
|-----------------|------------|------------|----|-----------|------------|----|
|                 | 平均<br>(円)  | 中央値<br>(円) | 件数 | 平均<br>(円) | 中央値<br>(円) | 件数 |
| 記者・報道機関         | 1,782,500  | 2,000,000  | 20 | 1,023,077 | 300,000    | 13 |
| 芸能人             | -          | -          | -  | 600,000   | 650,000    | 6  |
| その他の著名人         | -          | -          | -  | 595,625   | 200,000    | 16 |
| 法人・団体〔報道機関を除く。〕 | 520,000    | 300,000    | 5  | 480,263   | 300,000    | 19 |

|           |                  |                  |           |                |                |            |
|-----------|------------------|------------------|-----------|----------------|----------------|------------|
| 一般市民〔第三者〕 | 325,000          | 325,000          | 2         | 414,211        | 200,000        | 57         |
| 一般市民〔関係者〕 | 913,333          | 300,000          | 15        | 390,930        | 300,000        | 43         |
| 政治家       | -                | -                | -         | 335,714        | 300,000        | 7          |
| 全体        | <b>1,252,380</b> | <b>1,000,000</b> | <b>42</b> | <b>486,491</b> | <b>300,000</b> | <b>161</b> |

#### ア 件数の時代変化

平成期は「マスメディア対個人」の裁判が多数であった。記者・報道機関が加害者の半数を占め、雑誌・新聞などのマスメディアによる名誉毀損等が裁判に及んだ事例の主要な類型であった。

これに対し、令和期は「個人対個人」の類型が増加している。一般市民〔第三者〕という見ず知らずの匿名加害者が最多であり、SNS や掲示板での侵害事例が多数を占めるようになった。

#### イ 時代ごとの認容額の比較

記者・報道機関の認容額が、平成期から令和期にかけて大きく低下している傾向が見受けられる。中央値は 200 万円から 30 万円へ低下し、報道機関の加害事案でも令和期は他の類型の基準に近づいてきている。ただし、記者・報道機関の中央値 30 万円（令和期）に対し、平均値は 102 万円と乖離が大きく、令和期にも一部高額認容事案がみられ、平均額を上げていることがうかがわれる。

「一般市民〔第三者〕」が加害者となる事案が、令和期に大きく増加（平成期 2 件→令和期 57 件で約 29 倍の増加）したことが、令和期の加害者類型にみられる傾向である。インターネットの普及による第三者からの侵害行為が裁判に至るようになったことがうかがわれる。

#### ウ 時代ごとの加害者属性の傾向

「記者・報道機関」加害事案の数値が、平成期 20 件・中央値 200 万円から令和期 13 件・中央値 30 万円へと大きく変化している。これは、平成期は雑誌等による侵害事案が中心であったものが、令和期はウェブメディアによる事案も含まれるようになったことも影響しているのではないかと推察される。

令和期には、平成期には見られなかった加害者類型も現れている。「その他の著名人」16件、「政治家」7件、「芸能人」6件は、いずれも平成期には0件であったが、令和期には、加害者となった事例が上のように相当数見受けられる。SNSの普及により、公的な存在の当事者がインターネット上で他者を攻撃した事案が裁判に至っているものと推察される。

### (3) 当事者属性の時代別比較

表14は、平成期（42件）と令和期（161件）の裁判例を比較し、名誉に関する権利侵害訴訟の傾向の変化を整理したものである。

表 14 年代別比較（平成期・令和期）

| 比較項目  | 平成期             | 令和期               | 比 較            |
|-------|-----------------|-------------------|----------------|
| 件数    | 42 件            | 161 件             | 約 3.8 倍に増加     |
| 全体中央値 | 100 万円          | 30 万円             | 3 分の 1 に低下     |
| 加害者最多 | 記者・報道機関<br>20 件 | 一般市民〔第三者〕<br>57 件 | メディアから個人へ      |
| 被害者最多 | 一般市民〔関係者〕 18 件  | 一般市民〔関係者〕<br>54 件 | 関係者間トラブル<br>継続 |

令和期は、対象裁判例の件数が平成期の約 3.8 倍に増加する一方、全体中央値は 100 万円から 30 万円へと低下した。加害者として最も多い類型は「記者・報道機関」から「一般市民〔第三者〕」となり、被害者は「一般市民〔関係者〕」が引き続き最多であった。なお、マスメディアによる加害事案は件数こそ少ないものの、認容額の高い事案として存在している。これらの傾向の変化の評価については、第 6 で整理する。

## 第 5 慰謝料認定の考慮要素と認容額に関する分析

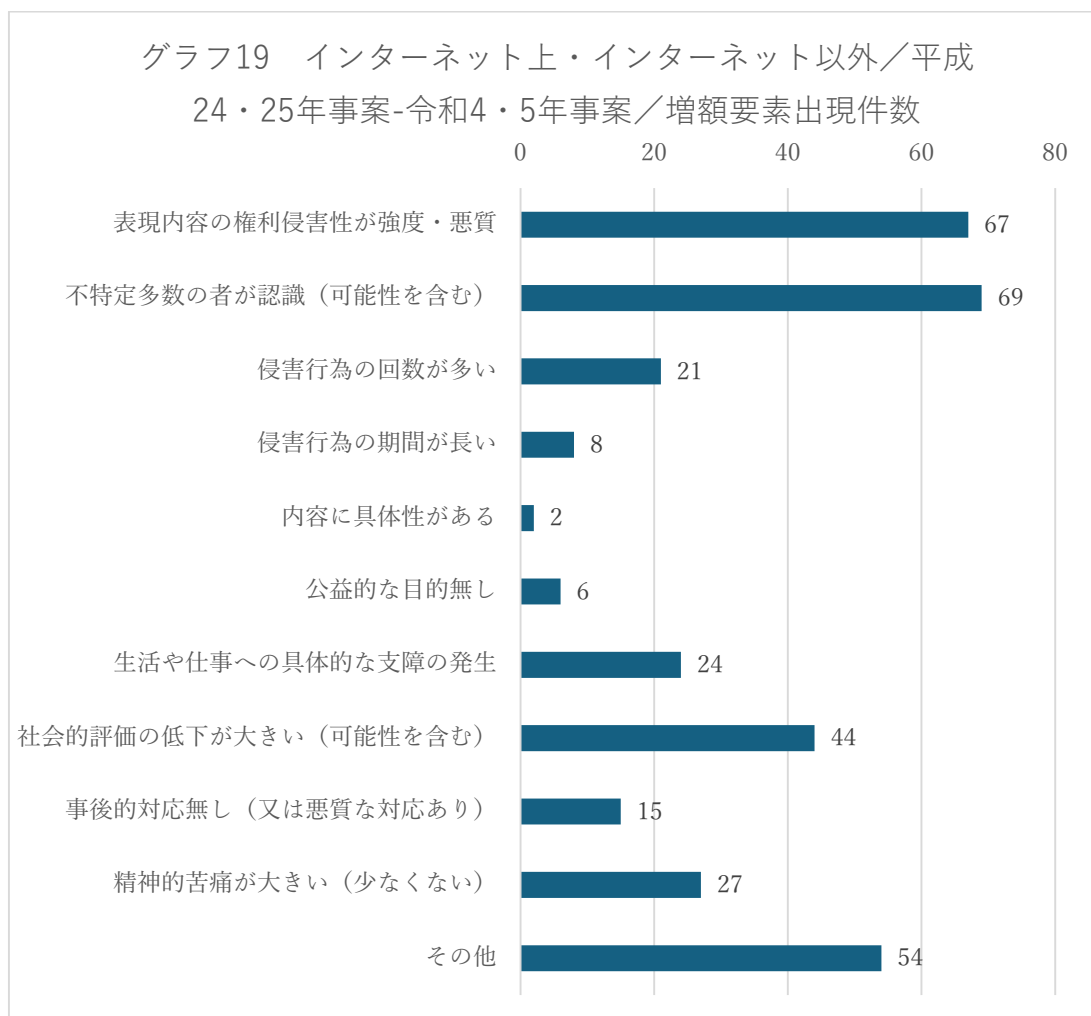
名誉権等侵害事件において裁判所が考慮したとされる要素につき、積極方向（慰謝料を増額させる方向）の考慮要素（以下、「増額要素」という）及び消極方向（慰謝料を減額させる方向）の考慮要素（以下、「減額要素」という）が損害賠償額（認容額）に与える影響を分析する。

## 1 増額要素の傾向

### (1) 平成期・令和期の裁判例を合わせた全体の傾向

#### ア 増額要素の出現件数

グラフ 19 は、平成期と令和期の裁判例を合わせた総数をもとに、増額要素の出現件数をまとめたものである。



増額要素として、出現件数が最も多かったのは「不特定多数の者が認識」（69件）であり、次いで多いのは「表現内容の権利侵害性が強度・悪質」（67件）で、「社会的評価の低下が大きい」は44件と続いている。

#### イ 増額要素ごと認容額平均・中央値（全体）

グラフ 20 及び表 15 は、平成期と令和期の裁判例を合わせた総数をもとに、増額要素別に慰謝料認容額をまとめたものである。

グラフ20 インターネット上・インターネット以外／平成  
24・25年事案-令和4・5年事案／増額要素出現別認容額（平  
均・中央値）

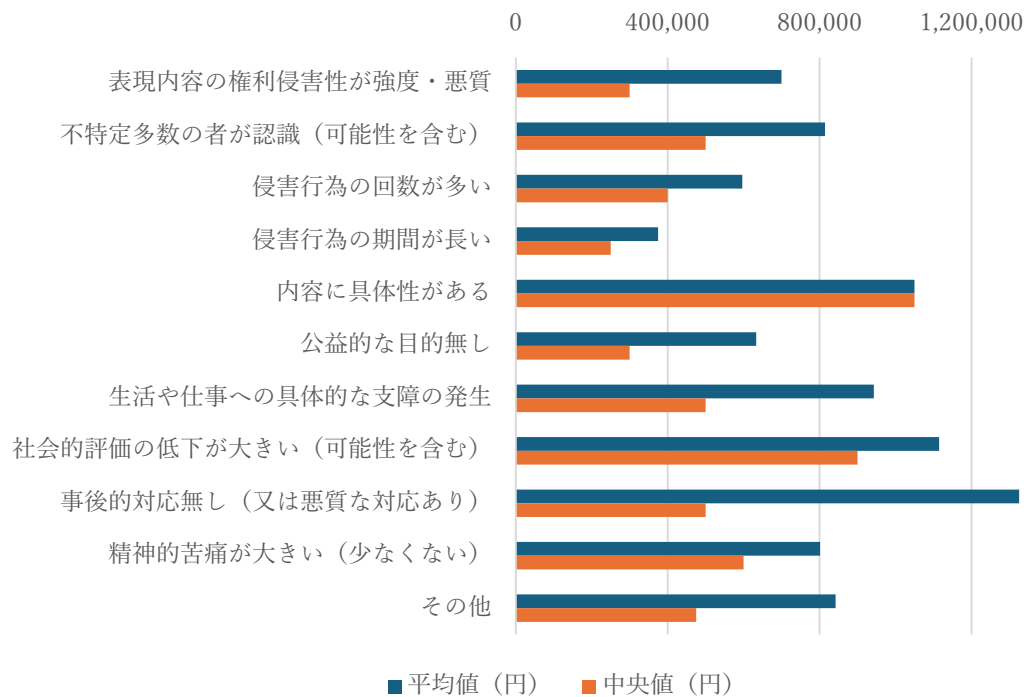


表 15 増額要素別 認容額（平成期・令和期の延べ件数）

| 考慮要素                 | 平均 (円)    | 中央値 (円)   | 件数  |
|----------------------|-----------|-----------|-----|
| 表現内容の権利侵害性が強度・悪質     | 699,552   | 300,000   | 67  |
| 不特定多数の者が認識（可能性を含む）   | 814,202   | 500,000   | 69  |
| 侵害行為の回数が多い           | 596,666   | 400,000   | 21  |
| 侵害行為の期間が長い           | 375,000   | 250,000   | 8   |
| 内容に具体性がある            | 1,050,000 | 1,050,000 | 2   |
| 公益的な目的無し             | 633,333   | 300,000   | 6   |
| 生活や仕事への具体的な支障の発生     | 942,916   | 500,000   | 24  |
| 社会的評価の低下が大きい（可能性を含む） | 1,114,772 | 900,000   | 44  |
| 事後的対応無し（又は悪質な対応あり）   | 1,325,333 | 500,000   | 15  |
| 精神的苦痛が大きい（少なくない）     | 801,111   | 600,000   | 27  |
| その他                  | 842,037   | 475,000   | 54  |
| 延べ件数                 |           |           | 337 |

増額要素において最も件数が多かった「不特定多数の者が認識」（69 件・34%）がある場合の認容額は、平均 814,202 円、中央値 500,000 円であった。

次いで多い「表現内容の権利侵害性が強度・悪質」（67 件・33%）である場合は、平均 699,552 円、中央値 300,000 円だった。

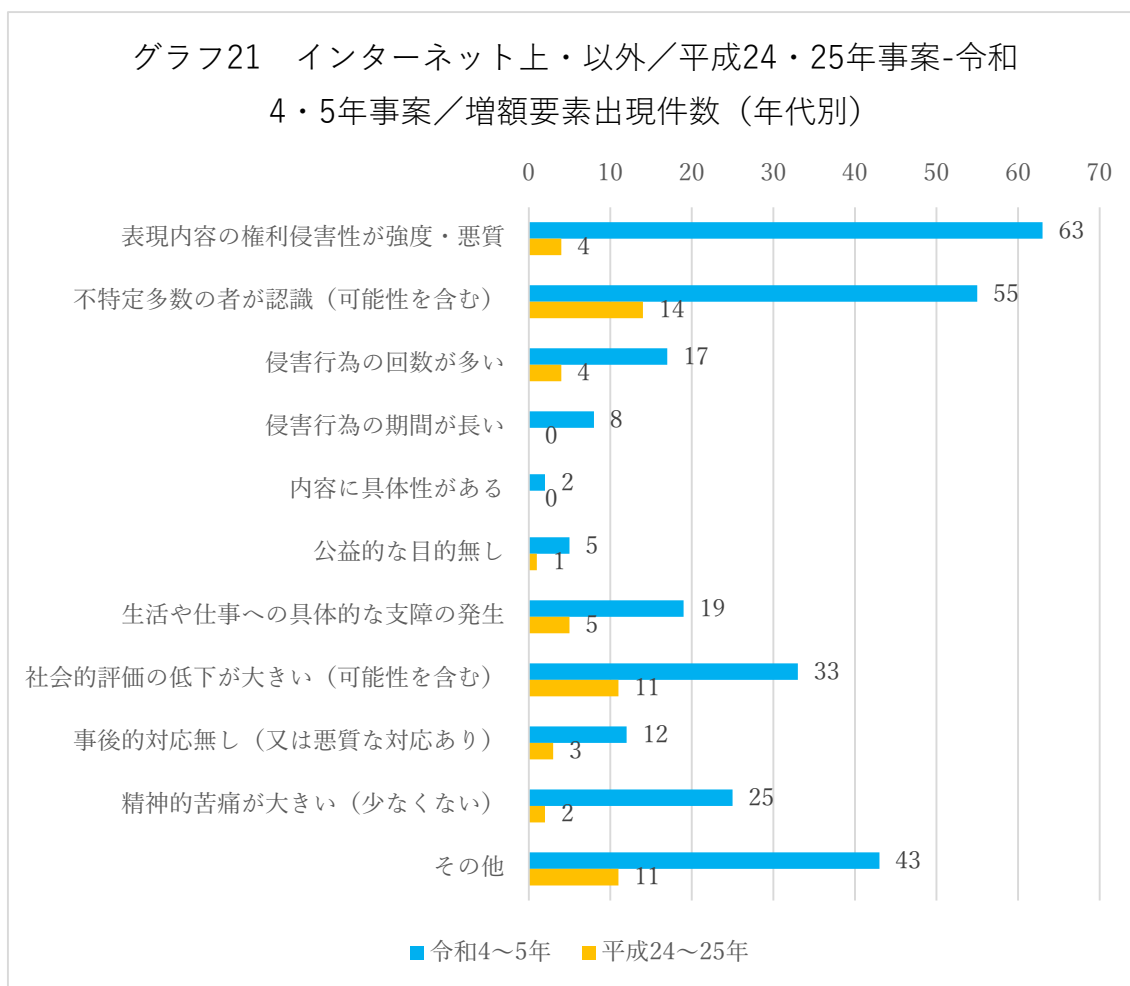
「社会的評価の低下が大きい」（44 件・22%）は、平均額が 1,114,772 円と最も高く、中央値も 900,000 円と高額だった。

ただし、出現件数が 10 件未満の要素については、統計的に偏りが生じやすく、参考値として捉える必要がある。例えば「内容に具体性がある」は、平均値・中央値とも 1,050,000 円と相対的に高額であるが、件数は 2 件にとどまる。

## (2) 増額要素の時代別比較（平成期・令和期）

### ア 増額要素出現件数

グラフ 21 は、平成期と令和期の裁判例ごとに、増額要素の出現件数をまとめたものである。



裁判例の数を比較すると、令和期の裁判例数 161 件（インターネット上 112 件、インターネット以外 49 件）に対し、平成期の裁判例数は、42 件（インターネット上 6 件、インターネット以外 36 件）であるが、判決において取り上げている増額要素は、令和期 282 件、平成期 55 件であることから、令和期において増額要素が示される頻度は高まっており、特に「表現内容の権利侵害性が強度・悪質」「不特定多数の認識」などの認定が多い。

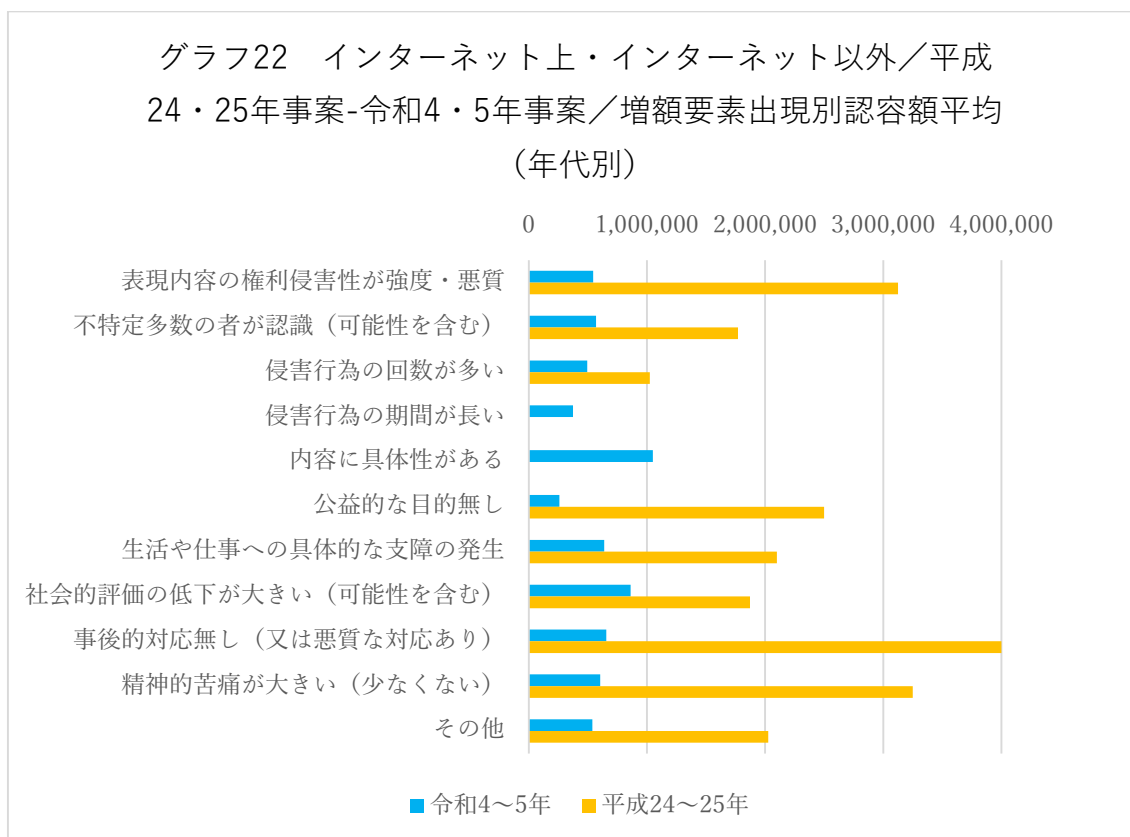
また「流布範囲の広範性（拡散性）」（不特定多数の者の認識・認識可能性）など、インターネット時代特有の要素が考慮された場合にも、比較的高額

の傾向がある。

他方、件数の少ない考慮要素については参考値として捉える必要がある。

#### イ 増額要素ごと認容額平均・中央値（令和・平成比較）

グラフ 22、23 及び表 16 は、平成期と令和期の裁判例ごとに、増額要素別に慰謝料認容額をまとめたものである。



グラフ23 インターネット上・インターネット以外／平成  
24・25年事案-令和4・5年事案-／増額要素出現別認容額中央  
値（年代別）

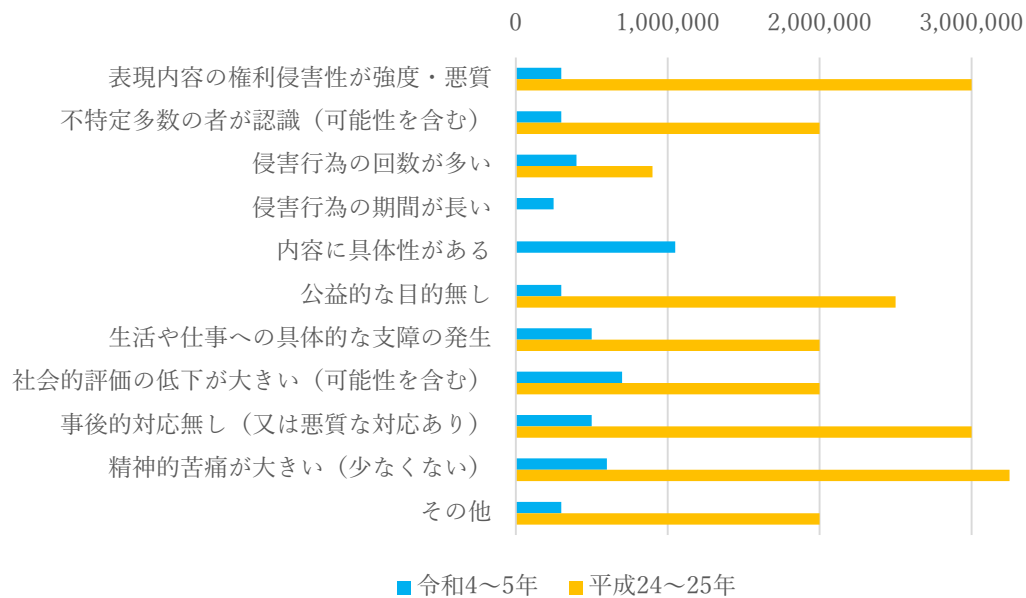


表 16 増額要素別 認容額（平成期・令和期）

| 考慮要素               | 平成 24・25 年事案 |           |            | 令和 4・5 年事案 |           |            |
|--------------------|--------------|-----------|------------|------------|-----------|------------|
|                    | 件数           | 平均<br>(円) | 中央値<br>(円) | 件数         | 平均<br>(円) | 中央値<br>(円) |
| 表現内容の権利侵害性が強度・悪質   | 4            | 3,125,000 | 3,000,000  | 63         | 545,555   | 300,000    |
| 不特定多数の者が認識（可能性を含む） | 14           | 1,771,428 | 2,000,000  | 55         | 570,545   | 300,000    |
| 侵害行為の回数が多い         | 4            | 1,025,000 | 900,000    | 17         | 495,882   | 400,000    |
| 侵害行為の期間が長い         | 0            | -         | -          | 8          | 375,000   | 250,000    |
| 内容に具体性がある          | 0            | -         | -          | 2          | 1,050,000 | 1,050,000  |
| 公益的な目的無し           | 1            | 2,500,000 | 2,500,000  | 5          | 260,000   | 300,000    |
| 生活や仕事への具体的な支障の発生   | 5            | 2,100,000 | 2,000,000  | 19         | 638,421   | 500,000    |

|                      |           |           |           |            |         |         |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|------------|---------|---------|
| 社会的評価の低下が大きい（可能性を含む） | 11        | 1,872,727 | 2,000,000 | 33         | 862,121 | 700,000 |
| 事後的対応無し（又は悪質な対応あり）   | 3         | 4,000,000 | 3,000,000 | 12         | 656,666 | 500,000 |
| 精神的苦痛が大きい（少なくない）     | 2         | 3,250,000 | 3,250,000 | 25         | 605,200 | 600,000 |
| その他                  | 11        | 2,027,272 | 2,000,000 | 43         | 538,837 | 300,000 |
| 延べ件数                 | <b>55</b> |           |           | <b>282</b> |         |         |

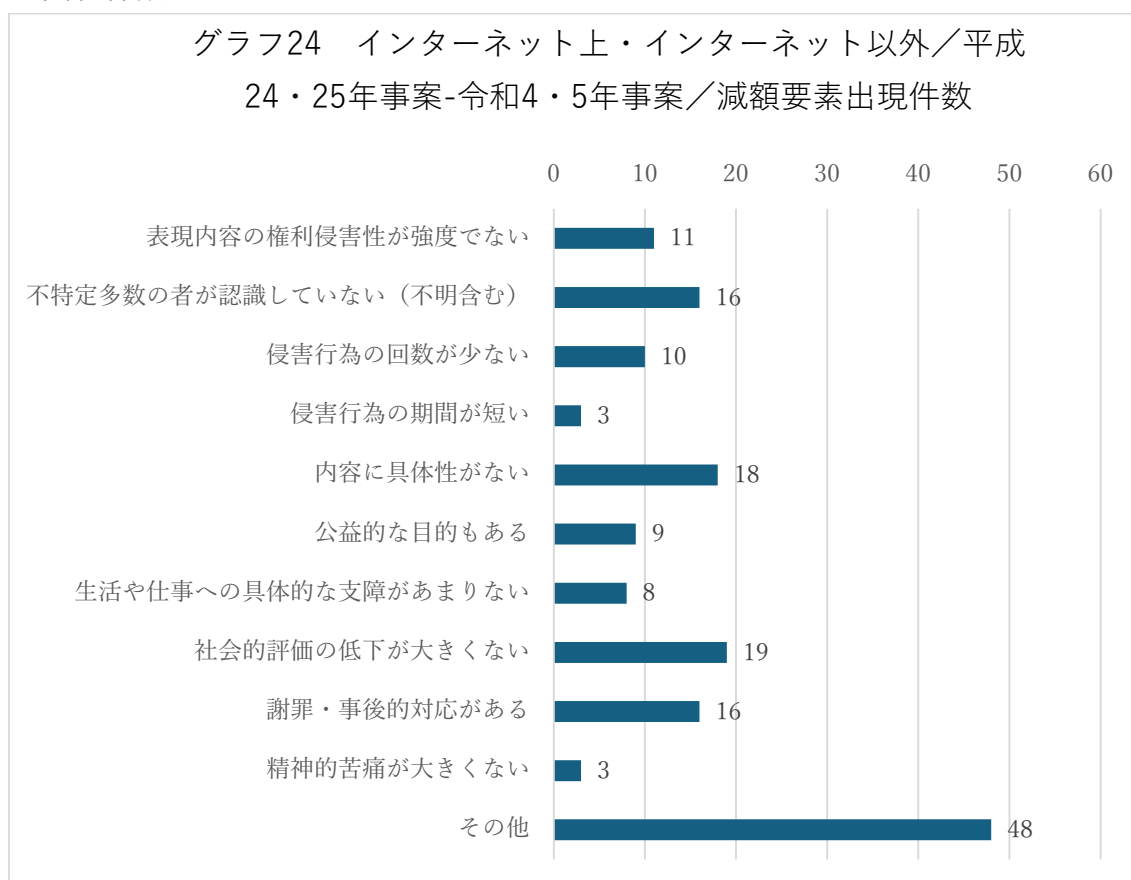
増額要素の種類のうち、「表現内容の権利侵害性が強度・悪質」「生活や仕事への具体的な支障の発生」「社会的評価の低下が大きい」「精神的苦痛が大きい」については、令和期では、中央値が30～70万円程にとどまっている。

## 2 減額要素の傾向

### (1) 平成期・令和期の裁判例を合わせた全体の傾向

#### ア 減額要素の出現件数

グラフ 24 は、平成期と令和期の裁判例を合わせた総数をもとに、減額要素の出現件数をまとめたものである。



出現件数としては、社会的評価の低下が大きくない（19件）、内容に具体性がない（18件）、不特定多数の者が認識していない（16件）が多く見られた。

## イ 減額要素ごと認容額平均・中央値（全体）

グラフ 25 及び表 17 は、平成期と令和期の裁判例を合わせた総数をもとに、減額要素別に慰謝料認容額をまとめたものである。

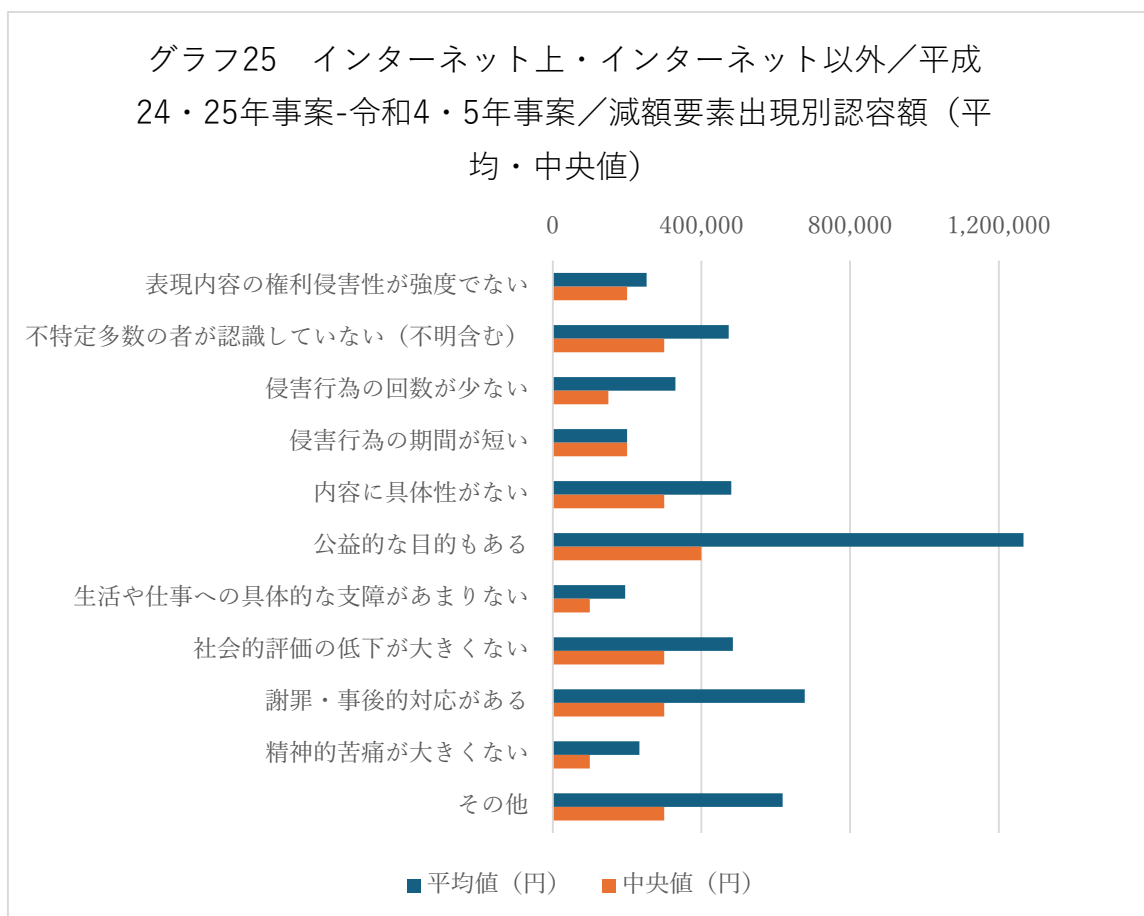


表 17 減額要素別 認容額（平成期・令和期）

| 考慮要素（消極）              | 平均<br>(円) | 中央値<br>(円) | 件数 |
|-----------------------|-----------|------------|----|
| 表現内容の権利侵害性が強度でない      | 252,727   | 200,000    | 11 |
| 不特定多数の者が認識していない（不明含む） | 473,750   | 300,000    | 16 |
| 侵害行為の回数が少ない           | 330,000   | 150,000    | 10 |
| 侵害行為の期間が短い            | 200,000   | 200,000    | 3  |
| 内容に具体性がない             | 480,555   | 300,000    | 18 |

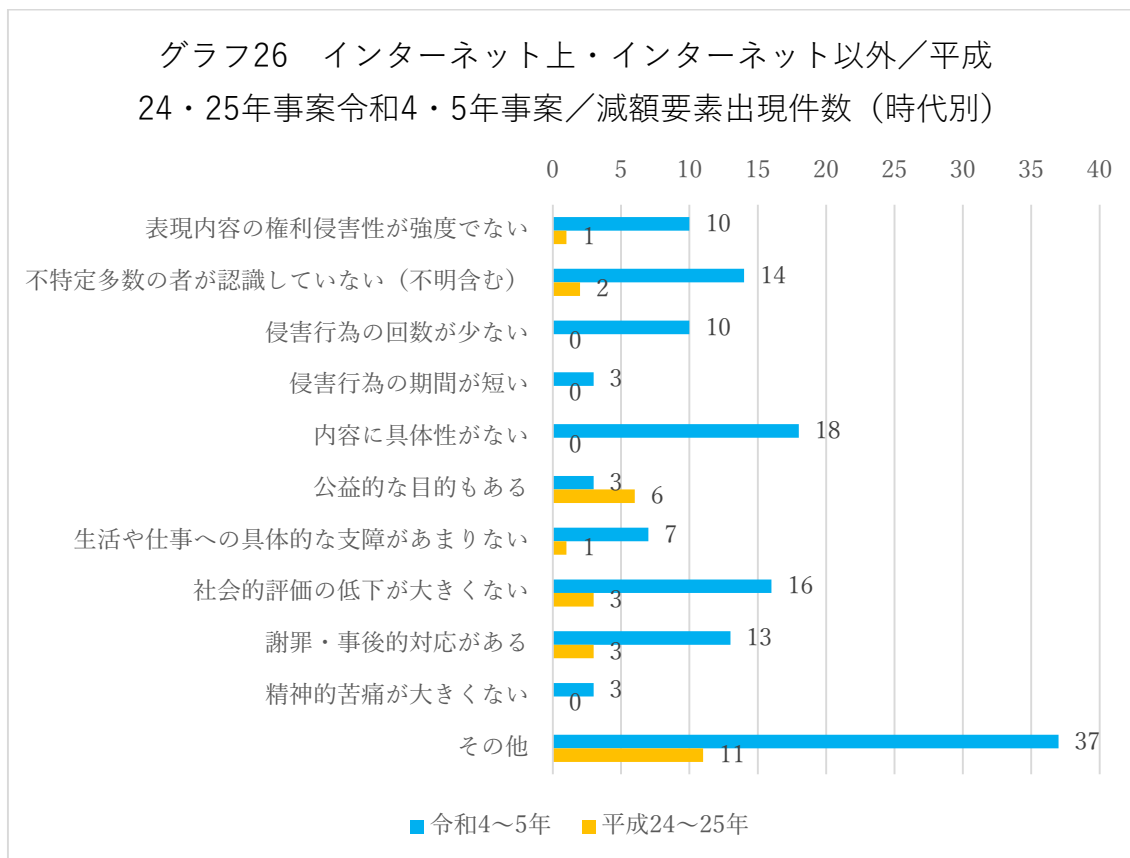
|                     |           |         |            |
|---------------------|-----------|---------|------------|
| 公益的な目的もある           | 1,266,666 | 400,000 | 9          |
| 生活や仕事への具体的な支障があまりない | 195,000   | 100,000 | 8          |
| 社会的評価の低下が大きい        | 484,736   | 300,000 | 19         |
| 謝罪・事後的対応がある         | 678,125   | 300,000 | 16         |
| 精神的苦痛が大きい           | 233,333   | 100,000 | 3          |
| その他                 | 618,750   | 300,000 | 48         |
| 延べ件数                |           |         | <b>161</b> |

出現件数として多かったものを掲げると、社会的評価の低下が大きい（19件）は、平均が484,736円、中央値が300,000円、内容に具体性がない（18件）は、平均が480,555円、中央値が300,000円、不特定多数の者が認識していない（16件）は平均が473,750円、中央値が300,000円であった。

## (2)減額要素の時代別比較（平成期・令和期）

グラフ 26 は、平成期と令和期の裁判例ごとに、減額要素の出現件数をまとめたものである。

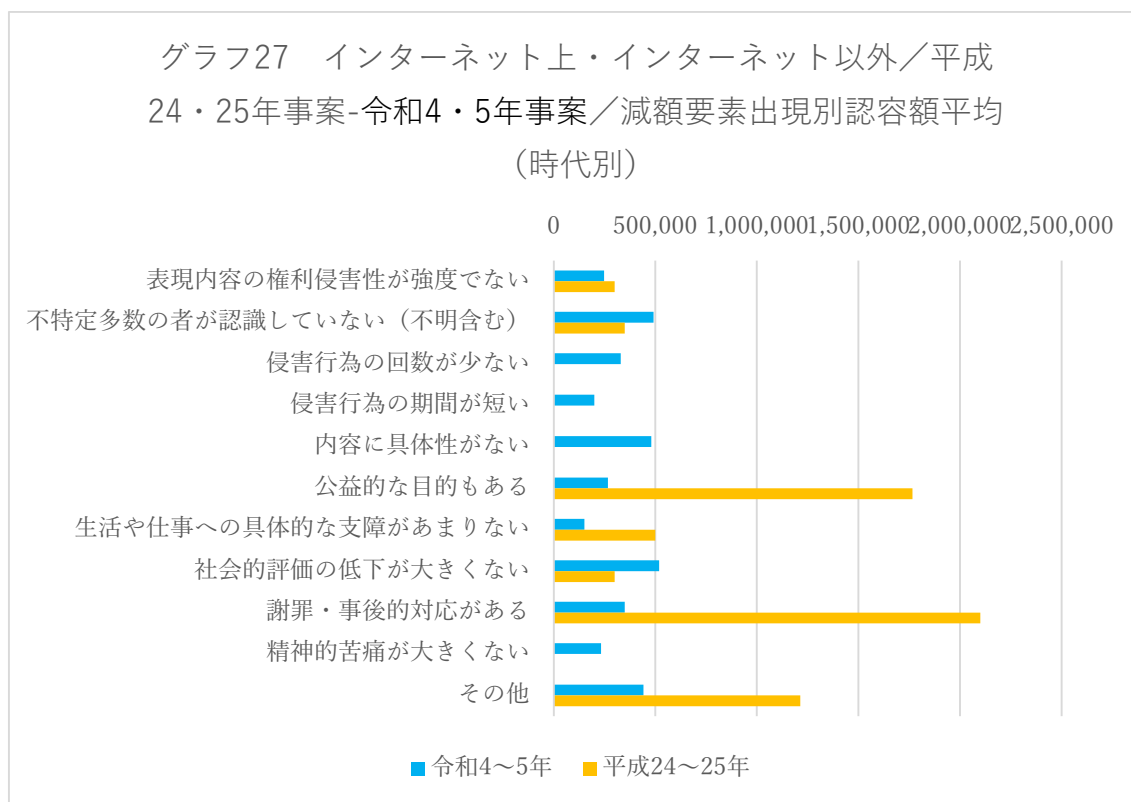
### ア 減額要素の出現件数



減額要素の時代別比較では、平成期よりも令和期の方が多様な事由が記載されており、裁判所が理由付けの中で具体的な事由に言及することが増える傾向がうかがわれる。

イ 減額要素ごと認容額平均・中央値（平成期・令和期比較）

グラフ 27、28 及び表 18 は、平成期と令和期の裁判例ごとに、減額要素別に慰謝料認容額をまとめたグラフと表である。



グラフ28 インターネット上・インターネット以外／平成  
24・25年事案-令和4・5年事案／減額要素出現別認容額平均  
(時代別)

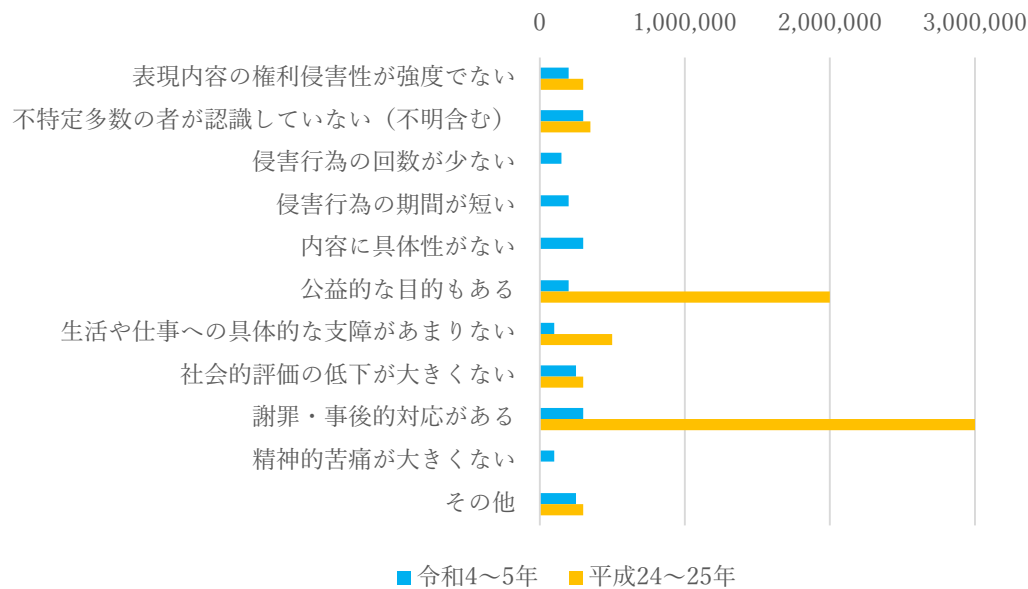


表 18 減額要素別 認容額 (平成期・令和期)

| 考慮要素                  | 平成 24・25 年事案 |           |            | 令和 4・5 年事案 |           |            |
|-----------------------|--------------|-----------|------------|------------|-----------|------------|
|                       | 件数           | 平均<br>(円) | 中央値<br>(円) | 件数         | 平均<br>(円) | 中央値<br>(円) |
| 表現内容の権利侵害性が強度でない      | 1            | 300,000   | 300,000    | 10         | 248,000   | 200,000    |
| 不特定多数の者が認識していない(不明含む) | 2            | 350,000   | 350,000    | 14         | 491,428   | 300,000    |
| 侵害行為の回数が少ない           | 0            | -         | -          | 10         | 330,000   | 150,000    |
| 侵害行為の期間が短い            | 0            | -         | -          | 3          | 200,000   | 200,000    |
| 内容に具体性がない             | 0            | -         | -          | 18         | 480,555   | 300,000    |
| 公益的な目的もある             | 6            | 1,766,666 | 2,000,000  | 3          | 266,666   | 200,000    |
| 生活や仕事への具体的な支障があまりない   | 1            | 500,000   | 500,000    | 7          | 151,428   | 100,000    |
| 社会的評価の低下が大きくない        | 3            | 300,000   | 300,000    | 16         | 519,375   | 250,000    |
| 謝罪・事後的対応がある           | 3            | 2,100,000 | 3,000,000  | 13         | 350,000   | 300,000    |
| 精神的苦痛が大きくない           | 0            | -         | -          | 3          | 233,333   | 100,000    |
| その他                   | 11           | 1,213,636 | 300,000    | 37         | 441,891   | 250,000    |
| 延べ件数                  | 27           |           |            | 134        |           |            |

### 3 考慮要素の傾向

対象裁判例の判決理由において考慮された各事由（増額要素 11 項目、減額要素 11 項目）と慰謝料認容額との相関関係を、以下のとおり整理した。

#### (1) 考慮要素の出現件数

203 件の裁判例において、増額要素は延べ 337 件指摘されており、減額要素の延べ 161 件と比較して約 2 倍多い。1 事案あたりの平均指摘数は増額要素 1.66 個、減額要素 0.79 個であり、このように、判決理由で認容額を引き上げる方向の事由がより多く言及される傾向があるのは、表現の違法性を認め、慰謝料額を算定するための検討であるから、そのようになることは自然と考えられる。

時代別に見ると、平成期は 1 事案あたり増額要素 1.31 個、減額要素 0.64 個に対し、令和期は増額要素 1.75 個・減額要素 0.83 個と、令和期の方が考慮要素の言及数が多い。令和期の方が、判決理由がより詳細になり、認定理由も具体化していることがうかがわれる。

#### (2) 増額要素と認容額の関係

##### ア 認容額を引き上げる効果が強い増額要素

表 19 は、全体（203 件）の中央値 30 万円・平均約 64.5 万円を基準として、各増額要素が認定されている事案の認容額（中央値）を比較したものである。

表 19 増額要素別 件数・認容額中央値（平成期・令和期合計）

| 積極事由             | 件数 | 中央値（円）  | 全体中央値との差 |
|------------------|----|---------|----------|
| 社会的評価の低下が大きい     | 44 | 900,000 | +600,000 |
| 精神的苦痛が大きい        | 27 | 600,000 | +300,000 |
| 生活や仕事への支障の発生     | 24 | 500,000 | +200,000 |
| 事後的対応無し（悪質な対応あり） | 15 | 500,000 | +200,000 |
| 不特定多数の者が認識       | 69 | 500,000 | +200,000 |
| 侵害行為の回数が多い       | 21 | 400,000 | +100,000 |

|                  |    |         |    |
|------------------|----|---------|----|
| 表現内容の権利侵害性が強度・悪質 | 67 | 300,000 | ±0 |
|------------------|----|---------|----|

「社会的評価の低下が大きい」事案では中央値が 90 万円で、全体の中央値の 3 倍程となっている。次いで、「精神的苦痛が大きい」「生活や仕事への支障の発生」「事後的対応無し」の各事由が、全体の中央値より 50 万円以上高い傾向にある。一方、「表現内容の権利侵害性が強度・悪質」は出現件数は多いものの（67 件）、中央値は全体と同水準の 30 万円である。

### (3) 考慮要素の分析からうかがわれる傾向

#### ア 認容額判断において重視される要素

慰謝料認容額の判断において特に大きな影響力を持つ要素が、表現行為の内容よりも、被害結果がどのようなものであったかであることがうかがわれた。

表現行為自体の悪質性や事案の拡散性も多くの裁判例で言及されているが、それ単独では認容額を引き上げる効果は相対的に小さい傾向が見られた。これは、裁判所が認容額の判断において、行為の悪質性よりも、被害者に生じた具体的結果（社会的評価の低下、生活・仕事への支障）を重視し、それが金額に反映されたことによるものと考えられる。

#### イ 時代による変化

平成期と令和期を比較すると、同種の考慮要素が指摘される事案であっても、令和期の認容額は平成期の 3～10 分の 1 の水準にとどまるものが多い。特に「権利侵害性の強度・悪質」では、平成期中央値 300 万円から令和期中央値 30 万円と約 10 倍の差がある。こうした時代差の背景及び評価については、第 6 で整理する。

### (4) 考慮要素の傾向のむすび

以上のとおり、近年の裁判所が名誉権等の侵害において考慮する事由の言及件数は増加の傾向が見受けられ、令和 4・5 年判決のデータでは、判決において複数の増額要素が明示される頻度が高まっており（減額要素についても同様の傾向が見られた）、裁判所が損害額の認定に際してより多角的な要素を検討していることがうかがえる。

しかし、その一方で、考慮要素が明示される頻度が増えているにもかかわらず、認容額そのものには顕著な上昇傾向は見られず、登載されている裁判例上では、むしろ、金額は令和期の方が低値にとどまっている。例えば、増額要素の中で認定される件数が多い「不特定多数の者が認識」や「表現内容の権利侵害性が強度・悪質」などの事由であっても、平均認容額は 50 万円台、中央値も 30 万円台にとどまっている。

なお、平成期には件数が少ないにもかかわらず一部で高額な認容額が確認されており、これが平均値を押し上げる結果になっている可能性があることから、データ件数の偏りや外れ値の影響を受けやすい傾向も把握しておく必要がある。

## 第 6 平成期との比較でみた令和期裁判例の傾向

### 1 分析の趣旨

これまでの分析を踏まえて、平成期と令和期を比較した掲載裁判例の件数、認容額の水準、当事者の属性と認容額の関係性等の観点から、傾向の変化を分析し整理する。以下の分析からは、インターネット、中でも SNS の普及が、平成期から令和期にかけての名誉に関する権利侵害訴訟の傾向に大きな影響を与えていることがうかがわれる。

### 2 件数と認容額の比較

表 20 は、6 頁のグラフ 1 を、時代ごとの対比表にしたものである。

表 20 年代別の件数・認容額（平成期・令和期）

| 区分              | 件数  | 平均<br>(円) | 中央値<br>(円) | 最小値    | 最大値       |
|-----------------|-----|-----------|------------|--------|-----------|
| 平成 24・25<br>年事案 | 42  | 1,252,381 | 1,000,000  | 50,000 | 6,000,000 |
| 令和 4・5<br>年事案   | 161 | 486,491   | 300,000    | 30,000 | 5,000,000 |
| 全 体             | 203 | 644,951   | 300,000    | 30,000 | 6,000,000 |

平成期と令和期の全体傾向を比較すると、件数については、42 件から 161 件へと約 3.8 倍に増加した。その一方で、認容額の中央値は 100 万円から 30 万円へと 3 分の 1 に低下した。このように、令和期は、掲載事案が増加する一方、平均・中央値からみた認容額は低額化している傾向が見受けられる。

### 3 認容額の分布の比較

表 21 は、7 頁のグラフ 2 を、時代ごとの対比表にしたものである

表 21 認容額帯別 件数・比率（平成期・令和期）

| 認容額区分          | 平成 24・25 年事案 |     | 令和 4・5 年事案 |     |
|----------------|--------------|-----|------------|-----|
|                | 件数           | 比率  | 件数         | 比率  |
| ～10 万円未満       | 1            | 2%  | 14         | 9%  |
| 10 万～30 万円未満   | 5            | 12% | 60         | 37% |
| 30 万～50 万円未満   | 12           | 29% | 32         | 20% |
| 50 万～100 万円未満  | 2            | 5%  | 28         | 17% |
| 100 万～200 万円未満 | 6            | 14% | 21         | 13% |
| 200 万円以上       | 16           | 38% | 6          | 4%  |

認容額の分布をみると、平成期は 200 万円以上の事案が 38%（16 件）を占めているのに対し、令和期は高額認容の事例が少なくなっており、10 万～30 万円未満が 37%（60 件）と最も多い。これに 10 万円未満を合わせた 30 万円未満の事例の合計が 74 件で令和期全体の 46%を占め、相対的に低い金額帯の割合が高まる傾向が見受けられる。これは、件数が増加している SNS による侵害行為が、マスメディア等を加害者とする事案に比して権利侵害の程度が低く評価され、損害額が相対的に低額に認定されている可能性が考えられる。令和期における低額の認定事案としては、以下の裁判例が挙げられる。

・別表 I 関係（インターネット上）

I－54 東京地裁令和 4 年 8 月 24 日（令和 3 年（ワ）第 8869 号）3 万円

I－14 東京地裁令和 4 年 1 月 27 日（令和 3 年（ワ）第 20036 号）5 万円

I-24 東京地裁令和4年3月8日（令和3年（ワ）第9164号） 5万円  
・別表I関係（インターネット以外）

II-57 東京地裁令和4年12月27日（令和4年（ワ）第8742号）3万円

II-78 東京地裁令和5年11月16日（令和4年（ワ）第7022号）3万円

平成期の200万円以上事案16件のうち、その多くがマスメディアによる名誉毀損（別表II-7（新聞）【600万円】、II-27（雑誌）【300万円】、II-11（新聞及び自社ウェブサイト）【300万円】外）であった。

令和期も200万円以上が認容された事案は6件存在するが（別表I-90（ブログ+Twitter（X））【349万円】、I-102（ブログ+Twitter（X））【200万円】、I-117（Twitter（X））【250万円】、II-37（雑誌+ウェブメディア）【200万円】、II-64（ブログ+発言（週刊誌記者のインタビュー及び記者会見における発言）【200万円】、II-68（テレビ放送）【500万円】）、全体に占める比率は4%にとどまっている。

#### 4 媒体の変化と認容額の傾向の推移

表22は、インターネット上とインターネット以外の裁判例のうち、単発の媒体での違法行為が問題になった事例をもとに、媒体ごとの件数と認容額を比較したものである。

表22 インターネット上・インターネット以外を合わせた媒体（単発）別件数・認容額（平成期・令和期）・・・単独媒体の事案のみを集計

| 媒体統合    |             | 平成24・25年事案 |           |            | 令和4・5年事案 |           |            |
|---------|-------------|------------|-----------|------------|----------|-----------|------------|
|         |             | 件数         | 平均<br>(円) | 中央値<br>(円) | 件数       | 平均<br>(円) | 中央値<br>(円) |
| インターネット | Twitter (X) | -          | -         | -          | 34       | 544,412   | 325,000    |
|         | 掲示板         | 2          | 750,000   | 750,000    | 26       | 258,846   | 225,000    |
|         | ウェブサイト      | 2          | 1,600,000 | 1,600,000  | 7        | 328,571   | 200,000    |
|         | ウェブメディア     | 1          | 1,000,000 | 1,000,000  | 8        | 393,750   | 275,000    |
|         | ブログ         | 1          | 150,000   | 150,000    | 4        | 437,500   | 350,000    |

|                                           |             |    |           |           |     |           |           |
|-------------------------------------------|-------------|----|-----------|-----------|-----|-----------|-----------|
| ト<br>上                                    | その他の<br>SNS | -  | -         | -         | 4   | 175,000   | 150,000   |
|                                           | Facebook    | -  | -         | -         | 3   | 233,333   | 200,000   |
|                                           | YouTube     | -  | -         | -         | 1   | 1,000,000 | 1,000,000 |
|                                           | 文章投稿サ<br>イト | -  | -         | -         | 1   | 500,000   | 500,000   |
| イ<br>ン<br>タ<br>ー<br>ネ<br>ッ<br>ト<br>以<br>外 | 発言          | 6  | 700,000   | 400,000   | 9   | 436,667   | 200,000   |
|                                           | 雑誌          | 9  | 1,655,556 | 2,000,000 | 1   | 1,000,000 | 1,000,000 |
|                                           | 書面          | 2  | 1,150,000 | 1,150,000 | 8   | 220,000   | 100,000   |
|                                           | 配布書面        | 3  | 700,000   | 300,000   | 6   | 271,667   | 200,000   |
|                                           | メール         | 1  | 300,000   | 300,000   | 5   | 280,000   | 200,000   |
|                                           | 新聞          | 5  | 1,710,000 | 300,000   | 1   | 1,000,000 | 1,000,000 |
|                                           | 書籍          | 1  | 1,200,000 | 1,200,000 | 1   | 50,000    | 50,000    |
|                                           | 掲示書面        | -  | -         | -         | 1   | 1,525,000 | 1,525,000 |
|                                           | 同人誌         | -  | -         | -         | 1   | 500,000   | 500,000   |
|                                           | テレビ放送       | -  | -         | -         | 1   | 5,000,000 | 5,000,000 |
| 全 体 （ 単 発 ）                               |             | 33 | 1,193,939 | 1,000,000 | 122 | 435,532   | 250,000   |

上の表は、媒体ごとの平成期と令和期の裁判例の件数と認容額を比較したものである。令和期は平成期に比べて対象裁判例の件数が約 3.8 倍に増加し、「一般市民〔第三者〕」が加害者となる事案が大幅に増加したが、これらの変化は、インターネット、中でも SNS の普及により一般市民が発信者となる侵害事案が増加したことが一因と考えられる。平成期の裁判例には見られなかった媒体として、Twitter (X) (34 件)、Facebook (3 件) による侵害行為が訴訟の対象になっており、その他 SNS も 4 件と SNS だけで 40 件を超える裁判例が掲載されている。このように、時代が進むとともに情報発信手段が大きく変化し、その変化が訴訟の媒体の多様化と件数の増加に反映されていることがうかがわれる

マスメディアを加害者とする事案は、令和期には掲載裁判例の件数は大きく減少しているものの、認容額の高い事案として一定数が掲載されている（前述のⅡ-37（雑誌＋ウェブメディア）【200 万円】、Ⅱ-68(テレビ放送)【500 万円】等）。しかし、その認容額をみると、雑誌(単体・Ⅱ-66)については、中央値が 200 万円から 100 万円に(ただし、令和期の件数は 1 件)、ウェブメディア

(単体・別表 I -16 【30 万円】 外)は中央値が 100 万円から 27.5 万円などのように、平成期に比べ令和期には低下している傾向がみられる。

## 5 同一媒体の時代別比較

表 23 は、表 22 の中から平成期と令和期の双方に裁判例が掲載されている媒体を抜き出した表である。これにより、同一媒体で、時代ごとにどのような金額が認容されているかを比較することができる。

表 23 インターネット上・インターネット以外を合わせた媒体別件数・認容額（平成期・令和期）

| 媒体統合      |         | 平成 24・25 年事案 |           |           | 令和 4・5 年事案 |           |           | 平成⇒<br>令和<br>中央値<br>比率 |
|-----------|---------|--------------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|------------------------|
|           |         | 件数           | 平均（円）     | 中央値（円）    | 件数         | 平均（円）     | 中央値（円）    |                        |
| インターネット上  | 掲示板     | 2            | 750,000   | 750,000   | 26         | 258,846   | 225,000   | 0.30                   |
|           | ウェブサイト  | 2            | 1,600,000 | 1,600,000 | 7          | 328,571   | 200,000   | 0.13                   |
|           | ウェブメディア | 1            | 1,000,000 | 1,000,000 | 8          | 393,750   | 275,000   | 0.28                   |
|           | ブログ     | 1            | 150,000   | 150,000   | 4          | 437,500   | 350,000   | 2.33                   |
| インターネット以外 | 発言      | 6            | 700,000   | 400,000   | 9          | 436,667   | 200,000   | 0.50                   |
|           | 雑誌      | 9            | 1,655,556 | 2,000,000 | 1          | 1,000,000 | 1,000,000 | 0.50                   |
|           | 書面      | 2            | 1,150,000 | 1,150,000 | 8          | 220,000   | 100,000   | 0.09                   |
|           | 配布書面    | 3            | 700,000   | 300,000   | 6          | 271,667   | 200,000   | 0.67                   |
|           | メール     | 1            | 300,000   | 300,000   | 5          | 280,000   | 200,000   | 0.67                   |
|           | 新聞      | 5            | 1,710,000 | 300,000   | 1          | 1,000,000 | 1,000,000 | 3.33                   |
|           | 書籍      | 1            | 1,200,000 | 1,200,000 | 1          | 50,000    | 50,000    | 0.04                   |

ほとんどの媒体で、令和期の認容額が平成期を下回っており、令和期が上回るのは、新聞の中央値、ブログの平均値、中央値にとどまっている。

それぞれの事案で表現内容や被害者が被った具体的不利益等が異なるため単純な比較ができないものの、令和期においては、同一媒体を比較しても認容額が相対的に低い数値にとどまっていることがうかがわれる。

## 6 当事者属性と属性における認容額の傾向の推移

### (1) 被害者の傾向の比較

表 24 は、被害者の属性ごとに、件数と認容額を時代別に比較したものである。

表 24 被害者属性別 件数・中央値の比較（平成期・令和期）

| 被害者の属性    | 平成 24・25 年事案 |        | 令和 4・5 年事案 |         | 平成⇒令和<br>中央値比率 |
|-----------|--------------|--------|------------|---------|----------------|
|           | 件数           | 中央値    | 件数         | 中央値     |                |
| 政治家       | 7            | 300 万円 | 9          | 40 万円   | 0.13           |
| 法人・団体     | 7            | 200 万円 | 21         | 45 万円   | 0.23           |
| 芸能人       | 2            | 200 万円 | 3          | 50 万円   | 0.25           |
| その他の著名人   | 2            | 175 万円 | 42         | 29 万円   | 0.17           |
| 一般市民〔関係者〕 | 18           | 30 万円  | 54         | 22.5 万円 | 0.75           |
| 一般市民〔第三者〕 | 6            | 35 万円  | 30         | 30 万円   | 0.86           |

被害者では、「一般市民〔関係者〕」が両方の時代を通じて最も件数の多い被害者である傾向は変わらないが、令和期には「その他の著名人」が大幅に増加し、令和期の SNS が普及した時代における傾向の変化が見受けられる。

認容額を比べると、令和期では、社会的活動を広く行う属性の被害者（政治家・法人・芸能人・その他の著名人）で 4 分の 1 以下の大幅な低下がみられる一方で、一般市民事案の認容額の低下は、1 割～2 割 5 分程度の減額となっている。

## (2) 加害者の傾向の比較

表 25 は、加害者の属性ごとに、件数と認容額を時代別に比較したものである。

表 25 加害者属性別 件数・中央値の比較（平成期・令和期）

| 加害者の属性    | 平成 24・25 年事案 |         | 令和 4・5 年事案 |       |                        |
|-----------|--------------|---------|------------|-------|------------------------|
|           | 件数           | 中央値     | 件数         | 中央値   | 平成⇒<br>令和<br>中央値<br>比率 |
| 記者・報道機関   | 20           | 200 万円  | 13         | 30 万円 | 0.15                   |
| 一般市民〔関係者〕 | 15           | 30 万円   | 43         | 30 万円 | 1.00                   |
| 法人・団体     | 5            | 30 万円   | 19         | 30 万円 | 1.00                   |
| 一般市民〔第三者〕 | 2            | 32.5 万円 | 57         | 20 万円 | 0.62                   |

加害者では「一般市民〔第三者〕」が大幅に増加し、加害者の主体に変化の傾向がみられる。平成期に加害者として件数が多かったマスメディアは、令和期には加害者の中で占める割合が大幅に減少している。

加害者別の認容額では「記者・報道機関」が大幅な低下がみられる一方、「一般市民〔関係者〕」と「法人・団体」は中央値 30 万円で変化がない。

## (3) 被害者と加害者の組み合わせの傾向の比較

### ア 平成期の裁判例

下の表は、平成期の裁判例における被害者と加害者組み合わせのうち、件数が多かったものを抜き出したものである。

表 26 平成期：被害者×加害者 件数上位

| 順位 | 被害者       | 加害者       | 件数 | 中央値（円）    |
|----|-----------|-----------|----|-----------|
| 1  | 一般市民〔関係者〕 | 一般市民〔関係者〕 | 13 | 300,000   |
| 2  | 政治家       | 記者・報道機関   | 6  | 3,000,000 |

|   |           |         |   |           |
|---|-----------|---------|---|-----------|
| 3 | 法人・団体     | 記者・報道機関 | 4 | 1,150,000 |
| 4 | 一般市民〔第三者〕 | 記者・報道機関 | 4 | 600,000   |
| 5 | 一般市民〔関係者〕 | 法人・団体   | 3 | 300,000   |

平成期の件数上位のうち、第2位から第4位までの3つの組み合わせが、いずれも加害者を「記者・報道機関」とする事案である。すなわち、上位5類型の合計30件のうち、報道機関が加害者の事案は14件と過半数を占めている。このように、平成期の名誉関係訴訟は、雑誌・新聞による、政治家・法人・一般市民への名誉毀損等が、平成期の主な事案類型であり、「マスメディアによる名誉毀損等」が主流であったことがうかがわれる。

なお、件数1位の「一般市民〔関係者〕同士」(13件)について、中央値30万円に対して平均値が約75万円となっており、約2.5倍の乖離がある。最も頻出する類型でありながら平均値が中央値の2.5倍に達していることについては、一部高額認容事案が影響していることがうかがわれる。

#### イ 令和期の裁判例

表27は、令和期の裁判例における被害者と加害者組み合わせのうち、件数が多かったものを抜き出したものである。

表 27 令和期：被害者×加害者 件数上位

| 順位 | 被害者       | 加害者       | 件数 | 中央値（円）  |
|----|-----------|-----------|----|---------|
| 1  | 一般市民〔関係者〕 | 一般市民〔関係者〕 | 36 | 300,000 |
| 2  | その他の著名人   | 一般市民〔第三者〕 | 23 | 200,000 |
| 3  | 一般市民〔第三者〕 | 一般市民〔第三者〕 | 22 | 225,000 |
| 4  | その他の著名人   | その他の著名人   | 13 | 300,000 |
| 5  | 一般市民〔関係者〕 | 法人・団体     | 12 | 200,000 |

令和期の件数上位は、平成期と大きく異なっており、上位5類型に「記者・報道機関」を加害者とする事案はみられない。代わりに登場するのは、一般市民同士・著名人と一般市民・著名人同士など、「個人対個人」の事案である。特に第2位の、被害者をその他の著名人、加害者を一般市民〔第三者〕とする

事案(23件)は、SNSが普及した時代の特徴が現れたものということができ、見ず知らずの一般市民が著名人を攻撃する構図がうかがわれる。第3位の「一般市民〔第三者〕同士」(22件)は、匿名アカウント同士の応酬であり、いずれも平成期にはほぼ見られなかった事案類型である。

#### ウ 時代別比較

件数上位の比較から、主な加害主体が時代により変化していることがうかがわれる。平成期は記者・報道機関を加害者とする組み合わせが上位5のうち3つを占めていた。これに対し、令和期は記者・報道機関を加害者とする組み合わせが上位5類型には存在しない。代わりに令和期は一般市民〔第三者〕・その他の著名人・法人・団体を加害者とする多様な組み合わせがみられる。

平成期から令和期にかけては、いずれも第1位は「一般市民〔関係者〕同士」であり、職場・知人間におけるトラブルが裁判に至る傾向は、媒体や時代を問わず相当数存在することがうかがわれる。

## 7 考慮要素の傾向

表28は、慰謝料算定における増額要素ごとに、認容額の中央値を時代別に比較したものである。

表28 増額要素別 中央値の比較（平成期・令和期）

| 積極事由             | 平成24・25<br>年事案<br>中央値 | 令和4・5<br>年事案<br>中央値 | 平成⇒令和<br>中央値比率 |
|------------------|-----------------------|---------------------|----------------|
| 表現内容の権利侵害性が強度・悪質 | 3,000,000             | 300,000             | 0.10           |
| 不特定多数の者が認識       | 2,000,000             | 300,000             | 0.15           |
| 事後的対応無し          | 3,000,000             | 500,000             | 0.17           |
| 生活や仕事への支障の発生     | 2,000,000             | 500,000             | 0.25           |
| 社会的評価の低下が大きい     | 2,000,000             | 700,000             | 0.35           |

考慮要素の面では、近年の裁判例において判決中で言及される考慮要素の数は増加する傾向がみられる一方、同種の事由が指摘される事案であっても、令和期の認容額は平成期の3分の1から10分の1程度の水準にとどまるものが

多い。たとえば「権利侵害性の強度・悪質」では、平成期の中央値 300 万円に対し令和期は 30 万円と約 10 倍の開きがある。

考慮要素の増加は、裁判所が損害認定に際してより多角的な観点を意識していることがうかがえるが、損害賠償額が増額している傾向はみられず、むしろ低下の傾向が見られる。

## 8 裁判例の傾向の比較を通じての小括

本調査では、令和期において、名誉に関する権利侵害事件の加害者・被害者の中心が一般市民へ移行し、その多くが SNS を媒体としていることがうかがわれた。SNS は匿名性、拡散性、検索可能性、転載・複製の容易性及び投稿の長期残存性など、従来の媒体にはみられなかった特性を有している。これらの特性により、権利侵害の影響は従来に比べより広範かつ長期に及ぶことが少なくない。

しかし、本調査では、令和期における慰謝料の水準は、平成期に比し全体として低額化しているのに加え、類型別でもほとんどの類型で低額化の傾向がみられ、少なくとも増額の傾向はみられず、相対的に低額な数十万円程の認容額にとどまる事案が多数を占めていた。今後は、SNS が広く普及した時代における権利侵害の実態を踏まえ、拡散性・永続性・検索可能性等を損害評価においてより適切に考慮することが、被害者の救済及び侵害行為の抑止の観点から重要な課題となるものと考えられる。

以上の点については、日弁連の「慰謝料額算定の適正化を求める立法提言」をふまえて、第 7 で総括する。

## 第 7 日弁連の立法提言を踏まえての総括

### 1 立法提言に至る経緯と背景事情

本調査の結果は、日本弁護士連合会が 2022 年（令和 4 年）9 月 16 日に採択した「慰謝料額算定の適正化を求める立法提言」（以下「本立法提言」という。）が指摘する、「我が国の損害賠償実務において認定される損害額、特に慰謝料額については、被害者の精神的苦痛の慰謝に十分な水準にあるとはいえない」という問題意識を、名誉に関する権利侵害事件の裁判例という具体的な事例を通じて裏付けるものである。

本立法提言は、司法制度改革審議会意見書（2001 年（平成 13 年）6 月 12 日）以来、損害賠償額の認定水準については全体的に低額に過ぎるとの批判が示されてきたことから、日弁連が 2011 年（平成 23 年）5 月 27 日の第 62 回定期総会で採択した「民事司法改革と司法基盤整備の推進に関する決議」において、事案に即した現在よりも高額な賠償の認定を可能とする損害賠償制度の改善改革の検討を求めたという流れをくむものである。また、民事司法制度の利用者を含め各界の有識者を集めて民事司法の改革の必要性和課題を議論した民事司法を利用しやすくする懇談会最終報告書（2013 年（平成 25 年）10 月 30 日）においても、名誉毀損、セクシュアルハラスメント事件における慰謝料などを例にあげ、被害者の損害が十分に填補されていない現状にあるとの認識が示されている（同報告書 18 頁以下）。

このように、我が国の損害賠償訴訟において認定される慰謝料額について、被害感情の十分な慰謝の水準にほど遠い場合があるとの評価・認識は、損害賠償請求実務を担い依頼者である当事者に直に接している代理人弁護士を対象としたアンケート結果にも表れている。日弁連の第 26 回司法シンポジウム

（2014 年（平成 26 年）開催）で実施した民事裁判・家庭裁判所に関するアンケート調査の結果によれば、損害賠償のうち精神的損害については、判決で認定された金額が「想定より低い」と回答した者が最も多く、532 名（47.8%）に及んでおり、「ちょうど良い」と回答した者は 307 名（27.6%）に過ぎなかった。このように、我が国では、精神的損害額が認定される分野において、その水準が低い傾向にあることは、弁護士の多くが実務経験を通じて感じていたことであった。

## 2 本立法提言と本調査による検証

本調査は、第 1 で述べたように、このような実務感覚を名誉に関する権利侵害事案における裁判例の集計という方法で具体的に示す目的で実施をしたものである。すなわち、上記の日弁連決議が採択されアンケート調査が実施された時期である平成 24 年・25 年に判決が言い渡された事件の裁判例を集計・分析するとともに、近時の傾向を調査するために、その時期から 10 年が経過した令和 4 年・令和 5 年に判決が言い渡された事件の裁判例を集計・分析を実施し、問題点が指摘されていた平成 20 年代の時期から近時に至るまでの間、裁判所が認定する慰謝料額が適正な方向に向かっているといえるかという問題意識から慰謝料額の水準や裁判例に現れた金額決定の要素を中心に検証した。

その結果は、これまで述べたように、平成期と令和期の全体傾向を比較すると、判例データベースに掲載されている裁判例の件数については、42 件から 161 件へと約 3.8 倍に増加しているものの、慰謝料認容額の中央値は 100 万円から 30 万円へと 3 分の 1 程度に低下しているというものであった。

本報告書の取りまとめは、掲載裁判例の集計の分析であり、事案ごとの個別事情には踏み込んでいないことから、各判決において認定された金額の適否についての検証はしていない。しかし、裁判例全体の平均値・中央値が大きく低下していることや、同一の媒体(表 23)や同一の被害者・加害者類型(表 24・25)においても平成期に比べ令和期の認容額に低下傾向がみられること等に照らすと、平成 20 年代から近時に至るまでの間に、裁判所で認定されている慰謝料額が適正な水準に近づいている傾向はみられず、むしろ遠ざかっていると評価することができる。このような状況に照らすと、当時指摘された問題点は現在も解決されないまま存続しているだけではなく、状況は悪化していると言わざるを得ない。

### 3 裁判例の分析からうかがわれた問題点

令和期の裁判例において言い渡された判決の慰謝料の認容額の約 3 分の 2 (66%) が 50 万円未満、半数近く (46%) が 30 万円未満の水準にとどまっているという点は重く受けとめる必要がある。名誉権や名誉感情を侵害する違法行為が発生したとしても、加害行為者が数十万円程の賠償金の支払で賠償責任を履行したことになるとすれば、違法行為の抑止としての実効性があるといえるかは疑問である。違法と認定されても慰謝料が数十万円程度にとどまる事件が多いのであれば、悪質な投稿者にとっては、「裁判になってもその程度の負担で済む」という認識を生じさせる懸念を禁じ得ない。

殊に SNS では、「数十秒程度で投稿ができて、その情報が短時間のうちに拡散する」「匿名でも発信できる」「スクリーンショット等で情報が半永久的に残る」「AI 検索や検索エンジン等に情報が残り、検索される度に被害が再発する」など、従来よりも被害が容易に生じやすい上に、その被害が拡大・永続しやすい状況にある。これは、従来多く見られた新聞や雑誌、ビラなどによる侵害行為が、ある程度の費用や労力が必要であったことに比べて、一般市民でも、違法行為の認識が希薄なままで、あるいは感情的になった勢い等で違法な情報発信（投稿）を行いやすくなっていることを意味し、一般市民の違法行為のハードルが低下しているとみることができる。

さらに、元の投稿を削除しても保存された違法な情報が半永久的に存続することで、被害者のその後の日常生活、人間関係、就職、営業活動等への影響は計り知れない。その上、一人の投稿を契機として多数人が便乗投稿するなど、従来の紙媒体であれば回収すれば終わることもあったものが、SNS では発信された情報の制御が効かない状況にある。

被害者の救済という面でも、名誉権等侵害の事案では、被害回復のために「発信者情報開示命令・提供命令・消去禁止命令の申立」「差止仮処分」「削除請求」「本訴」など複雑な手続を要することが多く、時間・費用・精神的負担は極めて大きい。その一方で、最終的な慰謝料は数十万円にとどまるとすれば、訴訟費用や弁護士費用を負担して紛争解決を目指すことは現実的な選択とはいえない。

以上のように、現在の裁判実務をはじめとする損害賠償実務においては、認定される慰謝料額が被害回復にとって不十分であることにより、法的手段による救済を断念せざるを得ない状況が生じているが、被害救済や違法行為の抑止の観点からは、このような事態は不健全であり、人格的利益が軽視されていると言わざるを得ない。

#### 4 慰謝料認容額適正化の実現を

本立法提言は、このような事態を解消するためには、損害賠償実務の運用の改善を促すだけでは十分とはいえず、何らかの立法的な方策を考える必要があるという問題意識に基づくものであり、慰謝料額の算定に当たって考慮すべき事由（侵害行為の態様、故意又は重大な過失の有無、侵害された権利又は法律上保護される利益の性質、当事者の関係その他一切の事情）を民法 710 条に例示的に列挙することを提言している。考慮すべき事由を明文化することは、裁判所が慰謝料額を認定するに当たり、具体的事情を従来よりも丁寧に検討・考慮し、これまでの裁判例の水準にとらわれずに適正な金額を算定することを促すことが期待できると考えられる。

SNS による権利侵害事案を例にとると、拡散性・検索性・半永久性等を考慮要素としてより重視し、例えば「フォロワー数」「リポスト数」「表示回数」「検索エンジンへの残存」などの事情を損害額の評価のために積極的に考慮する余地がある。また、「執拗な（繰り返される）投稿」「長期間の投稿」「多数人への拡散」などについては、そうでない事案に比してより高額な慰謝料を

認めることが考えられる。本立法提言は、このような事情を含む諸事情の考慮を促し、これまでの裁判例の認定よりも一層踏み込んだ事実認定や賠償額の認容を促すことを期待したものである。

将来の損害賠償制度の在り方を検討する過程において、慰謝料額算定の適正化のための別の方策が示された場合でも、本立法提言の趣旨に沿うものであれば日弁連は柔軟に受け入れる方向性を示している。また、慰謝料額の適正化以外でも、弁護士費用・調査費用の拡大など被害回復に要した費用を広く損害として認めるような方策等についても同様である。被害の実態に即した適正な賠償額の認定を実現し、被害救済の充実と違法行為の抑止を図るため、本立法提言の趣旨を踏まえた具体的な制度の検討と実務における慰謝料認容額の運用の見直しが進められることが強く望まれる。